

Title	府県裁判所設置の一齣：足柄裁判所の場合
Sub Title	On the local courts in the early Meiji era
Author	藤田, 弘道(Fujita, Hiromichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1973
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.46, No.5 (1973. 5) ,p.40- 72
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19730515-0040

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

研究ノ一ト

府県裁判所設置の一齣

——足柄裁判所の場合——

藤 田 弘 道

一、はしがき

二、足柄県聴訟課から足柄裁判所へ

三、足柄裁判所発足当初の実態

(1) 構成員

(2) 裁判事例

四、むすび

一、はしがき

府県裁判所とは、その名称によつて明らかになごとく、府県に設置せられた裁判所の総称で、個々の裁判所をいう場合は、その府名県名を冠して某裁判所と称した。例えば、京都府に置かれた裁判所は京都裁判所、兵庫県に置かれた裁判所は兵庫裁判所と称したのである。

しかして、この府県裁判所が創設をみたのは、明治五年八月三日、太政官達をもつて制定せられた「司法職務定制」においてであつた。⁽¹⁾ 該定制によつて、裁判所は、右の府県裁判所のほか、司法省臨時裁

判所、司法省裁判所、出張裁判所、それに各区裁判所の五種と定められ、その組織、権限等が規定せられたのである。

府県裁判所についてみると、その章程は、次のごとくであつた。

第五十六条 府県裁判所ノ長ハ判事ノ内一人之レニ充ツ卿ノ指揮

ヲ承ケ一切ノ事務ヲ便宜処分シ聴訟断獄ヲ総提シ各課ノ判事解

部ニ各件ヲ課付ス

第五十七条 (省略)

第五十八条 流以下ノ刑ヲ裁断スルコトヲ得ヘシ死罪及疑獄ハ本

省ニ伺ヒ出テ其処分ヲ受ク

第五十九条 重大ノ詞訟及他府県ニ関涉スル事件裁決シ難キ者ハ

本省ニ伺ヒ出ヘシ

第六十条 府県裁判所ノ裁判ニ服セサル者ハ裁判状并ニ其裁判所

ノ添書ヲ以テ本省ニ上告スルコトヲ許ス

但上告ハ其裁判所ノ検事ヲ經由スヘシ

(以下略)

また、裁判所の事務は、聴訟、断獄、庶務、出納の四課とされ、その細則も定められた。

府県裁判所とは、かくのごときのものであつたが、それが有する意味は、極めて大なるものがある。何故なれば、当時、東京府を除く各府県において、聴訟断獄事務を取り扱つていたのは、その聴訟課であつたからである(これについては、次節参照)。つまり、地方官が限定された形ではあつたが裁判権を有していたのである。言葉を変えていえば、行政権と司法権との混淆がそこに存したわけである。

したがつて、府県裁判所が設置せられるということは、府県が従来取り扱つてきた聴訟断獄事務が裁判所に接収されてしまうことを意味した。

すなわち、府県裁判所の設置とは、行政官から聴訟断獄事務を取り上げると同時に、行政官庁から裁判を行なう場所を独立させようとするものであつた。

府県裁判所の狙いは、司法権を行政権から分離させ、司法権独立の基礎を確立することにあつたといえよう。

このように、府県裁判所は、わが国司法制度史上重要な役割を担えるものであつたが、その設置は、財政的にいつても人的にいつても、なかなか容易でなかつた。そのことは、「司法職務定制」を起草した司法卿の江藤新平自身が何よりもよく知つていた。この定制

を太政官に上申したとき、江藤は、その付記において、

別冊相伺候条則中出張裁判所府県裁判所各区裁判所其他証書人等之ヲ施行ス可キハ勿論目今緊要タリト雖モ事ニ緩急アリ施設ニ順序アリ一朝悉ク之ヲ挙行ス可カラス要之實際上便宜ニ從ヒ漸ヲ以テ相運ヒ候様イタシ度候事

と述べている。

しかして、「司法職務定制」が認許せられたこの八月中には、関東十一県全部に裁判所の設置をみた。次いで、九月には兵庫、山梨、十月には京都、大阪に裁判所が設けられた。

以上、私は、府県裁判所なるものがいかなる裁判所で、法制史上どのような地位を占めるかについて検討し、併せてその設置の状況についてみてきた。

しからば、従来、府県裁判所に関しては、どの程度研究が進んでいるのであろうか。周知のごとく、明治初期における司法制度の開過程については、すでに諸先学による研究が数多く発表せられて⁽³⁾いる。しかし、それらが府県裁判所について述べるところは、私が右に概観したところと殆んど変るところがない。つまり、「司法職務定制」に依拠して説明がなされているだけである。

また、その設置についても事情は同じで、東京裁判所と京都裁判所⁽⁵⁾の二つについてはやや具体的に触れるが、それ以外はいつどこそこに裁判所が設置されたという記述がみられるに過ぎない。

府県裁判所の近代司法制度史上に占める地位が低いものであれば、これでも問題はないと思われるが、先述したごとく、極めて重要な役割を担ってきたものである以上、この状況は打開さるべきであろう。しかし、その方法は、唯一つあるのみである。それは、個々の府県裁判所の具体的、実態的研究を累積することである。かかる観点から、私は、その第一歩として、足柄裁判所の場合を採り挙げてみた。

本稿において明らかにしたいことは、第一に、足柄裁判所の設置によつて、従来足柄県聴訟課において取り扱われていた聴訟断獄事務がどのような過程を経て裁判所へ引き継がれていったかということであり、第二は、足柄裁判所発足当初の実態がいかなるものであったかということである。

なお、私が最初に足柄裁判所を選んだについては他意はない。足柄裁判所旧蔵の「新律条例」なるものを研究する機会がたまたま生じ、そのため当該裁判所に関する資料を蒐集していたからにはほかならないのである。本稿は、いわば前稿「足柄裁判所旧蔵『新律条例』考——改定律例の草案と覚しき文書について——(一)、(二)完」(法学研究)第四十六巻第二、三号、所収の副産物であり、またその補遺を兼ねるものである。したがつて、前稿と若干重複する箇所もあるが、その点は諒とせられたい。⁽⁶⁾

- (1) 『法規分類大全第一編』官職門、官制、刑部省、弾正台、司法省
一、一〇六頁以下。なお、これには、『但仮定ノ心得ヲ以テ施行可致事』なる但書が付せられていた。しかし、これも、この月の二十三日に至つ

て、正式に決定し、来る九月一日より施行せられることになつた(同上、一三四頁)。

ちなみに、各府県に裁判所を設置するという構想は、江藤新平が司法卿に就任する以前から抱いていたものであつた。例えば、明治三年閏十月二十六日、大久保利通と同伴して三条実美に呈した「国政改革案」において、江藤は、早くも、新制の「府藩県の裁判所を三等裁判所とす。」としていた(江藤新作「南白江藤新平遺稿 後集」二八葉。また、明治四年春、政府に提出した「官制改革案」においては、「彈台隠然として刑部司法の權を干し。府藩県亦各断獄聴訟の權を分てり。」(同上、三六葉)と、現状を批判していた。さらに、「司法卿拜命後、約一ヶ月経つた明治五年五月二十日、「聴訟断獄ノ事務ハ一切府県ニ至ル迄当省ノ管轄トナシ全国律法一軌ニ出候様有之度段先般伺置候得共一時ニハ行届兼候如ヨリ先以東京府文ケ引分ケ裁判致シ来リ随テ各区裁判所ノ方法モ略章程ヲ定候ニ付各府県ノ裁判所即今ヨリ断然引分ケ司法ノ管轄ト相定メ東京府同様區別相立候様致シ度猶施設ノ方法ハ追々可伺出候間此段至急御評決相伺候也⁽⁷⁾」と、太政官に伺を出していた(前掲「法規分類大全第一編」一〇五頁。しかし、これらの理念を具体化し、法制化したものが「司法職務定制」であつたわけである。

(2) 東京府においては、明治四年八月十八日、聴訟断獄事務を司法省へ引き渡し、司法省よりは捕亡囚獄の事務を受け取つていた(前掲「法規分類大全第一編」四三八頁)。しかし、当初は、司法省官員が東京府へ出張して聴訟断獄事務を取り扱つていたが、同年十二月二十七日より司法省内へ引き移し、別局を設けて、東京裁判所と称したのである(「法規分類大全第一編」官職門十三、官制、司法省一、一七九頁)。

(3) 例えは、清浦奎吾「明治法制史 全」、尾佐竹猛「明治警察史 附・刑事弁護制」、同「司法権の独立」(歴史学研究)「第一巻第四号、所収)、同「司法権の独立と大審院の創設」(明治政治史点描)所収、小早川

欣吾「明治法制史論」公法之部、下巻、九三六頁以下、団藤重光「司法制度の確立」(「国家学会雑誌」第五十八卷第号、所収)、石井良助「明治文化史」2、法制編、二〇八頁以下、染野義信「裁判制度」(講座日本近代法発達史——資本主義と法の発展——)第六巻、所収)、等々。

(4) 註(2) 参照。なお、これについて、当時府知事であった由利公正は、次のように語っている。

三年の十二月、新律綱領が出来た以来裁判権はどうしても府庁で持たねばならぬといふ事で、之を持たしてあつた、実にありがたい事ではあるが府庁は行政官で裁判権を兼ねるべき必要は無いのだから、司法の方へ遣つて仕舞はふとすると、府庁の方では、裁判権を他に渡し、仕舞へば、仕事が無いと云ふ事で、大変に六かしかつた。併しながらどうやらかうやらして、終に司法の方へ移して仕舞つたのである(三岡丈夫編「由利公正伝」三七五—三七六頁、傍点引用者)。

なお、本書では、裁判事務の引き渡しを五年三月としているが、これが誤りであることはいうまでもない。

(5) 京都裁判所の設置については、前掲「法規分類大全第一編」司法省二、二一七頁—二一八頁、およびの野半介編「江藤南白」下、六八頁以下、参照せられたい。殊に、次の京都府届(明治五年十月二十一日付)は、注目せられる。

今般当地ニ司法省裁判所ヲ被置候付事務可引渡旨御沙汰ニ依テ去ル十八日マテニ一切引渡相済申候抑、地方ノ官トシテ人民ノ訴ヲ聴ク事ア、タハス人民ノ獄ヲ断スル事ア、タハス何ヲ以テ人民ヲ教育シ治方ヲ施シ可申、御一新以来当地ニ刑法彈台等被差置候節人心洵々不定兇徒是ニ乘ン流言ヲ放チ間々不軌ヲ謀リ候次第モ不少候処漸々ニシテ近頃諸民安堵聊カ方向ヲ知テ方ニ開化ニ赴カントスル時はマテ勸諭勸策セシ地方官ハ訴訟ノ事ニサヘ不関ハ差支リ不少如何様ノ都合方ヲ可生モ難計既往ヲ考ヘ将来ヲ慮リ此段申上置候云々(傍点、引用者)

府県裁判所設置の一餉

(6) なお、年月日について一言しておく、本稿においては、明治五年十二月二日以前については太陽曆、それ以降、すなわち明治六年一月一日以降については太陽曆である。また、資料の引用に際しては、漢字については現在普通で使用されているものに、¹⁾、²⁾等の合字については、¹⁾、²⁾、³⁾等の変体仮名についてはハ、ニ、ヨリ等に改めた。

二、足柄県聴訟課から
足柄裁判所へ

足柄県が設置をみたのは、明治四年十一月十三日のことであつた。この日、関東地方ならびに伊豆地方の従前の諸県は一県を除いて総て廃せられ、改めて足柄等十県が置かれたのである。そして、足柄県参事には、元葦山県大参事で正七位の柏木忠俊が、同権参事には、元伊万里県少参事の杉本芳熙が、それぞれ同日付で任せられた。¹⁾

足柄県等の設置につき、翌十四日の「御布告書写」は、次のごとく²⁾。

今般関八州群馬県ヲ除クノ外並ニ伊豆国従来ノ府県被廢更ニ左之通府県被置候事

今般廢府県ノ官員追テ御沙汰候迄新置府県知事令参事ノ差図ヲ受ケ従前ノ庁ニ於テ事務可取扱事

○

相模国

足柄 県

県庁小田原

足柄上郡 足柄下郡 高座郡 大住郡 愛甲郡 陶綾郡 津

久井郡

伊豆国一円

○

(神奈川県以下一府九県については省略)

右之通府県被置候ニ付廢府県従前管轄之地所当未年ヨリ物成郷村等夫々へ可引渡事

これによつて、足柄県の県庁所在地——小田原——とその管轄区域——相模国九郡のうち神奈川県となつた三浦、鎌倉の二郡を除く上掲七郡および伊豆国の君沢、田方、那賀、賀茂の全四郡——は定まつた。問題は、これをいかに実現していくかということである。これにつき、同日付の「御沙汰書写」は、次のごとくいう。

足柄 県

今般其県被置候ニ付従前管轄ノ県々ヨリ地所物成郷村等当未年ヨリ可受取事

但高反別一村限り村高等取調大藏省へ可差出事

ここにいう「従前管轄ノ県々」とは、説明するまでもなく、今度足柄県が管轄することになつた上記の区域内においてこれまで管轄地を有していた県々という意味で、元の小田原、荻野山中、葦山、神奈川の四県はもとより、飛地としてそれを有していた元の西端、西大平、鳥山、六浦、佐倉、生実、菊間等の諸県を指す。足柄県は、これらの諸県から「地所物成郷村等」を交収して初めて県としての体裁を整えるのであるが、そこに至るまでには煩雑な手続きとかなりの時日を要した。左の資料は、その一端を示すものである。

額田 県

其県当分管轄地別紙之通足柄県其外諸県管轄ニ被 仰付候条当未年ヨリ地所物成郷村等夫々へ可引渡事

別紙

足柄県へ可引渡分

元西端県管轄伊豆国

田方郡ノ内 (A) 加茂郡ノ内

元西大平県管轄相模国

高座郡ノ内

(他県の分については省略)

一方、足柄県は、それらの交収を遅くとも翌十二月十八日までには開始していた。その様子は、足柄県が大藏省に差し出した「郷村諸書物請取候御届書」によつて窺える。そのうち時日の最も早いもの

のと最も遅いものとを示せば、次の通りである。(6)

神奈川県元管下相模国大住愛甲津久井郡村ノ郷村諸書物并東海道平塚宿共其余馬入川渡船場トモ当月十八日請取申候仍此段御届申候也

辛未十二月

足柄 県

大蔵省 御中

× × ×

元生実菊間両県管下相州大住郡ノ内三村伊豆国君沢田方賀茂郡ノ内三拾式ヶ村郷村諸書物当月五日八日両日ニ請取申候仍此段御届申候也

壬申二月

足柄 県

大蔵省 御中

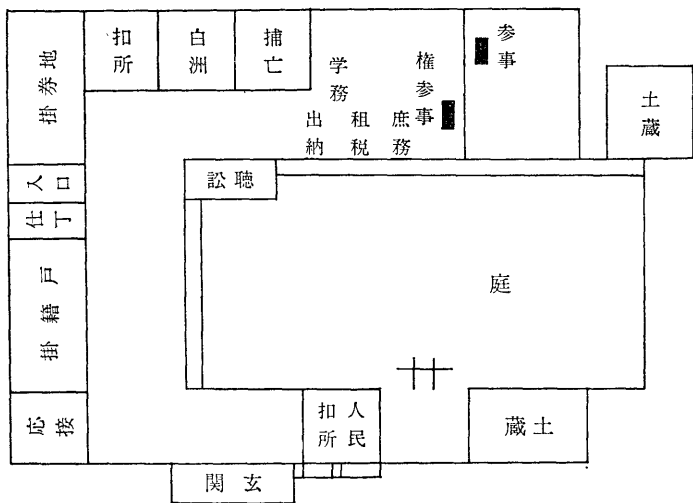
かようにして、足柄県は、県下全域に対する管轄権を次第に確立していった。

では、県庁等の官衙やその職制はどうなっていたのであろうか。以下、この点について考察していきたい。

県庁は、前述のごとく、小田原に置かれたわけであるが、「別ニ庁ヲ建築スルコトナク、依然トシテ旧小田原県ノ迹ニ寄り更ニ陸軍省(当時は兵部省——引用者註)ヘ申牒シ借受仮庁ト」した。(7)何故、兵部省より借り受けたかといえ、旧小田原県庁は小田原城二の丸にあつたため、この八月二十日に「地方城郭之儀兵部省管轄被仰付

府県裁判所設置の一齣

候事」と達せられて以来、兵部省の所轄となつていたからである。しかし、その庁舎の略図は、次のごとくであつた。(8)



また、葦山には、「伊豆国地勢隔絶セシヲ以テ」出張所が置かれ、旧葦山県庁をそれに当てた。該出張所には、「十等出仕齊藤忠貞以

下等外吏ニ至ルマテ拾余名ヲ置テ伊豆全州ノ事ヲ執ラシ¹²⁾めた。

檻倉、獄舎、および徒流人細工場は、元小田原県より受け取つて使用しているが、手狭で老朽化したので、明治五年七月より小田原新玉町(旧名牢屋町)において新築に取りかかり、翌六年四月落成し、以後はこの囚獄所に抛つた¹³⁾。

次に、県庁等の職制であるが、これについては、足柄県等の設置をみた今回の改置府県完了後間もない十一月二十七日、県治条例が下達せられ、各県とも大綱はそれに従うこととなつた。この条例は、各官の職掌と事務の分課を定めた県治職制、事務の節目とその取り扱いを定めた県治事務章程、官員の定員と常備金の使用について定めた県治官員並常備金規則等から成つて¹⁴⁾いるが、本稿の今後の展開と関連するところだけを摘記すれば、次の通りである。

県治職制によれば、県庁の事務は、庶務、聴訟、租税、出納の四課に分たれ、大属、権大属、少属、権少属、史生、出仕は、そのいづれかに分属され、典事、権典事の指令に従つて各所管の事務を掌るとされる。なお、四課のうち、聴訟課については、「県内ノ訴訟ヲ審聴シ其情ヲ尽シテ長官ニ具陳シ及県内ヲ監視シ罪人ヲ処置シ捕亡ノ事ヲ掌ル」と規定せられていた。

また、県治事務章程によれば、「絞以上刑罪人処置ノ事」については、「令參事コレヲ判決シ処分ノ法案ヲ作り主務ノ省(本件の場合は司法省)引用者註ニ稟議シ許可ノ後施行スヘシ」とし、「徒流以下輕罪ノ事」および「犯罪ノモノヲ逮捕スル事」については、「令參事專任処置スルヲ得ヘシ而シテコレヲ行フノ後其旨趣ヲ主務ノ省

へ達スヘシ」としていた。

かくのごとき規定をもつ県治条例が下達せられるや、足柄県はこれに従つて庁務を四課に分ち、加うるに「事務渋滞汎濫シテ多々弁アレハ民ノ政ニ苦シム事ハ当然ナリ地方ノ官タル者豈注意セサル可シ哉」として、「四課章程」を作成してその事務の順次を定め¹⁵⁾た。これまた聴訟課についてだけ摘記すると、次の通りである。

聴訟課ハ断獄ヲ兼務スル故ニ訴願届共主任ノ大属受付シ其事理ヲ審ニシ所分ノ断按ヲ作りテ本課ノ典事ニ授典ス尤其事錯綜汎濫当審ナラサルハ総テ正権參事七等出仕ニ商議ノ上見込可相立事

一方、葦山出張所においても、左のごとき事務章程を作成して¹⁶⁾いた。

聴訟課事務章程

一 管内村駅ノ争訟ヲ剖断スル事

一 他府県ニ関係スルノ争訟者御煩布ノ准判規程ニ準シ処分スル事

断獄課事務章程

一 管内郡村ノ姦惡ヲ為ス者ヲ捕ヘテ折断スル事

一 右犯科所刑ノ儀吟味口書ヲ以テ所分本県ノ差図ヲ請ル事

但答以下輕キ咎者新律ニ照準シテ所分シ翌月本県江届出ル事

一 準流刑以下者出張所ニ於而上司所刑申渡シ絞罪以上者本県江

差立所刑ヲ受ル事

(以下略)

これによれば、出張所においては聴訟課と断獄課とが明確に分課していたかにみえるが、恐らくは分課としては本庁と同じく聴訟課のみが存し、そのなかを事務の便宜上二つに分つていたため、このような事務章程ができたものと思われる。

かくして、開庁の準備は総て成り、足柄県設置の布告から一ヶ月経過した十二月十四日、管下に対して次のごとく布達した。⁽¹⁷⁾

今般足柄県被為建夫ノ、管轄相成小田原へ県庁ヲ設ケ事務取扱候ニ付権令参事其外官員追ノ管内可致巡廻尚郷村請取候上御趣意ノ次第可申達候間夫迄諸事従前ノ通相心得一統其生産職業可相励候事

辛未十二月十四日

足柄県

足柄上下 陶綾 大住 各通
愛甲 津久井

同月二十六日には、葦山出張所より次のごとき布達が出された。⁽¹⁸⁾

其村々今般足柄県管轄被仰付当月廿三日郷村諸書物元葦山県ヨリ請取候条得其意追々御布告ノ趣相守租税納物触日限無違滞上納諸役急度可相務事

(中略)

一 元葦山県庁当県出張所ニ相成伊豆一國管轄致シ候条公用向都

府県裁判所設置の一酌

テ当出張所へ申出候事ト可心得候
右ノ条々堅ク相守都テ御用向入念大切ニ可相勤尤今般合併新県被為建候ニ付テハ御趣意ノ次第追々可諭候得共諸事従前ノ通相心得生産職業可相励候

こうして、政務は開始され、本庁ならびに葦山出張所の聴訟課における聴訟、断獄事務の取り扱いは始まつた。しかして、それは足柄県に府県裁判所が設置せられる翌五年八月まで継続するのであるが、ここでは足柄県聴訟課が取り扱つた行刑件数を挙げるだけに留めたい。

新県以来聴訟断獄其他取調書⁽¹⁹⁾

一 聴訟 六十一口

内五十二口ハ既ニ事済ノ分

一 断獄 六十八口

内五十一口ハ既ニ落着ノ分

准流徒 八人

監倉入 一人

徒刑 二十七人

獄舎入 十七人

禁錮 一人

閉門 一人

明治五年七月

× × ×

明治五年申年自正月至七月 行刑左ノ如シ⁽²⁰⁾

正 月	二 月	三 月	四 月	五 月	六 月	七 月
答	杖 同 同	答	徒二年 同二年半	答	答 贖罪二円五拾銭 同 二円廿五銭 同 老円五拾銭 同 七拾五銭 同 五拾銭	同 贖罪二円廿五銭 同 老円五拾銭
四十四人	六十一人 八十二人 壹百人 一人	三十一人 贖罪	一人 贖罪	二十一人	二十七人 贖罪 一人 一人 一人 一人 一人	八人 三人

なお、聴訟課の構成員についてであるが、それについてはいまのところ全く資料を欠くので一切不明であるとしかいいようがない。しかし、足柄裁判所の設置と同時に、足柄県から司法省へ転属となり、該裁判所勤務になつたと推断せられる——この点については後

述する——岡田直臣、浅田耕、河野儀国、安原吉政の四人とそれに大山有信を併せた少なくとも五人は、この聴訟課にあつて聴訟、断獄事務を執つていたものとみて誤りはないと思われる。殊に岡田と河野の兩名は、「(註11)」(註12)参照」によつて、葦山県官員当時「刑法」を掌つていたことが明らかであるから、この推定はますます高められるであらう。また、大山についても、右の「(註13)」(註14)により、大属准席として岡田、河野の上席にあつて社寺、租税、開拓、土木、林、戸籍、鉱山、駅通とともに刑法を掌つていたことが明白であり、のちに静岡裁判所十六等出仕を勤めたという履歴からそのように推定しうる。⁽²²⁾

ちなみに、足柄県参事の柏木忠俊と同権大参事の杉本芳照は、いづれも司法事務に精通していた。柏木は、彼が十六歳の天保十年十月、江川英竜（通称太郎左衛門、号坦庵）によつて公事方に拔擢され、名裁判官として名を馳せたという履歴をもつていたし、また杉本は、この後司法省六等出仕を命ぜられて明法寮に籍を置いたのを手始めに、一生を法官として終えた人物であつた。⁽²³⁾

こうしてみるかぎり、足柄県は、司法関係においては比較的恵まれた状況にあつた。

ところが、明治五年八月に至つて、前述の「司法職務定制」の採用とその施行の具体的表現である神奈川裁判所の設置を伝え聞くや、足柄県は、同月十二日、司法省に対して何書を差し出し、当県の聴訟断獄事務取り扱いのため司法省官員の「出張」方、つまり足柄裁判所の設置方を要請した。左の何書がそれである。⁽²⁴⁾

官員出張聴訴獄取扱候義ニ付
(断脱カ) (マ) (マ)

足柄県ヨリ司法省へ伺書ノ写

三府七十二県へ御省官員出張聴訴断獄ノ事務取扱可相成ノ趣伝承罷在既ニ東京へ先頃神奈川県へモ不日御発行ノ由然ル処当県ノ義神奈川県管下接近外国人遊歩場捨里部内相籠リ加之相州箱根七湯豆州ニモ有名ノ温泉有之外国人共不絶往来致シ居折々引合候事件モ出来旁自然区々取扱御不体裁ヲ醸成候テハ難相濟心痛仕候就テハ御省官員出張相成候上ハ続テ当県へモ同様ノ御処分相成候様仕度此段相伺申候也

壬申八月十二日

足柄県が司法省官員の「出張」を要請した動機は、この伺書を文面通り受け取れば、外国人に対する道德的ないし政策的思惑ということになるが、あるいはこれは単なる名目で、實際は、聴訟断獄事務が繁雑になつてきた結果、どうしても法の取り扱いに精熟した専門の司法官が必要となり、他県に先駆けてそれを実現せんがため、当局の意思を動かすに最も効果ある外国人への不体裁という理由を持ち出したと考へられないこともない。いづれにしても、足柄県の方から司法省官員の出張を要請していることは、注意を要する点である。

しかし、この要請も、それが差し出しをみた丁度その日、すなわち明治五年八月十二日、太政官から発せられた次なる達によつて、

府県裁判所設置の一酌

反古となつてしまつたのである。

司法省へ達五年八月十二日

足柄木更津新治栃木茨城印旛群馬宇都宮右八県へ裁判所被置候条此段相達候事

足柄県へ達五年八月十二日

其県へ裁判所被置候事

但委細ノ儀へ司法省へ可承合事

つまり、この日、足柄県の前述の要請と関りなく、足柄県に裁判所を設置することが太政官より一方的に下達せられたのである。

右の達を受けた司法省では、

別紙ノ通御達有之附テハ不遠当省ヨリ出張可致候得共先夫迄ノ処ハ事務従前ノ通於御県御取扱有之度此段及御示談候事

と、叙上八県の属官に対してその暫定策を「口達」すると同時に、各裁判所へ「出張」を申しつけるべき人達の選出に當つたものと思われる。

一方、これを受けた足柄県では、恐らく司法省と緊密な連絡をとりながら、その開設準備に努め、まず裁判所を「仮庁東南突出ノ一隅」に設けた。

次いで、司法省官員の足柄裁判所への「出張」となり、その所長

としては、司法権少判事佐久間長敬が赴任してきた。その着任時がいつであつたかは定かでないが、この月の二十五日には、司法省に對して次のような届を提出している。⁽³¹⁾

蕪山区裁判所ノ儀ハ地方ノ便宜ニ随ヒ取設申候尤所長ニ可任解部人撰行届不申候間先ツ闕員ニ致シ置御用間見計私儀折節出張事務章程順序相定メ追テ役々ノ内ヨリ拔擢所長ヲ可任ト見込申候此段兼テ申上置候

この措置は、この三日に太政官より「仮定ノ心得ヲ以テ施行可致事」として認許せられた「司法職務定制」の規定に従つてとられたものと考えられる。これにより、蕪山には、足柄裁判所の支所とも称すべきものが設けられたことがわかる。⁽³²⁾

司法省から足柄裁判所へ「出張」を命ぜられて赴任してきたものは、右の佐久間のほか何人かいたものと思われるが、それを直接示す資料を欠くので、⁽³⁴⁾その人達が誰々であつたかは不明といわざるをえない。しかし、それを推断ないし推定することは可能である。これについては、節を改めて詳述したいと思う。

かくて、裁判所開設の準備は着々と進み、この八月中に聴訟課からの事務引き継ぎも完了し、いよいよ当裁判所において、来る九月二日より事務の執行をみることとなつた。そのことは、裁判所から県に宛てた次の「掛合書」によつて明らかである。⁽³⁵⁾

明後二日より当裁判所ニテ聴訟断獄御用取扱候ニ付御管下ニ御触渡可有之豆州表ノ儀ハ蕪山ニ出張所相設申候此段及御達候也

壬申八月晦日

佐久間権少判事

足柄県御中

こうして、足柄裁判所は、實質的にも発足した。このことは、また、足柄県における行政と司法の分離が、達成せられたということでもあつた。

(1) 「任解日録」自明治四年八月至同 年十二月 四、十一月十三日の条、および「神奈

川県史附録旧足柄県之部官員履歴 三葉表、六葉表。

(2) 「太政官日誌」明治四年、第九十三号、一―五葉。なお、該「御布告書写」が「辛未十一月十四日」分として載録せられていることを典拠として、足柄等十県の設置日を十四日とするものがある。例えば、内務省図書局蔵版の「地方沿革略譜」完（明治十五年二月印行）がそれである。一方、十三日をとる前掲の「任解日録」も、その条の頭註に、「日誌十一月十四日足柄等十県ヲ置ノ布告アリ然レトモ進退録已ニ十三日足柄等十県ノ令及ヒ參事ヲ任スルノコトヲ載ス故ニ今コレニ從フ」と記し、「太政官日誌」との齟齬に戸惑をみせている。この事情は、「明治史要」全⁽³³⁾においても同様である。このように、足柄等十県の設置日については、これまで十四日説をとるものと断定的ではないが十三日説をとるものと二つが存した。私も十三日説をとるものであるが、従来のもそれと異なる点は一切戸惑がないということである。換言すれば、「進退録」の記事と「太政官日誌」の記事は、何ら齟齬していないということである。それを証明するため、いま一度「御布告書写」をみると、そこには「今般関八州……並ニ伊豆国従来ノ府県被廢更ニ左之通府県被

置候事」とあるだけで、それは諸県設置の時日がいつであつたか明言していないばかりか、東京府のそれをも併せて宣言しているのである。前掲の「任解日録」によれば、従前の東京府が廃止せられて更に東京府が設置され、石川県士族由利公正がその知事に任ぜられたのは、右の「御布告書」が頒布をみた十一月十四日であつた（上掲書、十一月十四日の条、ちなみに、「百官履歴」上巻、三六六頁もまたこの日由利が東京府知事に任ぜられたことを記録している）。つまり、足柄等十県の設置は十三日であつたが、東京府の設置は十四日であり、この二つを併せて一つの布告としたため、その頒布が十四日になつたと思考せられるのである。以上のように考えれば、齟齬は一切生じないことになる。

(3) この七郡のうち、高座郡は、しばらくして神奈川県に移管されたようである。「明治史要 附表」所収（八一頁以下）「改置府県概表」（明治四年十一月二十二日）には、高座郡は神奈川県に含まれているし、足柄県がその開庁を管下に布達したときにも、すでに高座郡は対象外であつた（四七頁参照）。

(4) 前掲「太政官日誌」六一七葉。

(5) 前掲書・一〇一―一葉。

(6) 「神奈川県史附録 旧足柄県之部
県治拓地勅諭」政治之部、県治、二葉裏以下。ちなみに、この間の経過を列挙すると、十二月十九日には、元佐倉県管下相模国大住、愛甲郡村々の鄉村諸書物を、同月二十三日には、元葦山県管下伊豆国君沢、田方、賀茂、那賀郡村々の鄉村諸書物ならびに東海道三島宿を、同月二十七日には、元小田原県管下相模国足柄上、下、陶綾、大住郡村々の鄉村諸書物、貫属士族卒ならびに東海道小田原、大磯宿、そのほか酒匂川渡場を、翌五年一月十四日には、元荻野山中、六浦両県管下相模国足柄上、愛甲、大住、陶綾郡村々の鄉村諸書物ならびに貫属士族卒をそれぞれ交収し、その都度大蔵省へ上申した。かくして成つた足柄県は、前掲「改置府県概表」によると、石高二十六万石余、戸

数六万八千六百四十、人口三十三万九千五百八十二であつた。

(7) 前掲「神奈川県史附録」政治之部、県治、八葉裏。なお、飯庁は、地坪四千四百十坪六合、建坪三百九十二坪四合七勺あつたが、のちに一部を裁判所に割いたので、本庁分の建坪としては二百八十七坪七合五勺であつた（同上、一一葉表）。

(8) 「法令全書」明治四年、七五八頁。

(9) 「明治小田原町誌」巻ノ一、所収。

(10) 前掲「神奈川県史附録」政治之部、県治、八葉裏。

(11)・(12) 戸羽山翰編「江川坦庵全集」中巻、四三八頁。なお、斉藤は、文化十一年九月生れで、元友輔、通称真六といひ、明治元年十月二十日、知県事桑山圭相附属を申しつけられたのを手初に、次のような官歴を有する人物であつた。すなわち、明治二年一月四日武蔵知県事（の小菅県知事）河瀬外衛附属、同月二十三日調役補、同月二十五日調役補頭取となり、翌二月十三日には、「小菅県勤役中金札御貸出方出精相勤候ニ付」ということで金七百疋を下し置かれた。次いで、同月二十八日、葦山県知事江川太郎左衛門英武附属を申しつけられて葦山県に転じ、同年四月二十七日には、調役、同年十月十五日には大属となり、同四年三月の「県官人事員表」によれば、大参事相木忠俊に次ぐ地位で、社寺、租税、開拓、土木、林、戸籍、鉱山、駅通、監察を掌つていたことがわかる。同年十一月十三日、葦山県が廃せられて足柄県となつた後も、柏木の片腕として葦山に留つて事務を執り、翌五年二月二十六日には十等出仕、同年八月十二日には大属、翌六年十月三十一日には官等改定により中属（十等で以前のまゝ）となつた。この年十二月改正の「足柄県官員録」によると、その職掌は庶務、租税、出納の三課であつた。明治七年四月十二日には、「元葦山県満三ヶ年奉職候ニ付絹一疋代金十円」を下賜され、翌八年三月二十四日権大属に進んでいる（前掲「神奈川県史附録」官員履歴。ただし、明治四年三月「県官人事員表」および

明治六年十二月「足柄県官員録」は、戸羽山・前掲書・四三七頁以下、四四五頁以下、所収のものによる。これ以降の履歴については不詳。

(13) 「神奈川県史附録」旧足柄原之部
榑制兵制刑法 制度之部 刑法、一五葉。

(14) 「法令全書」明治四年、四二〇頁以下。

(15) 「神奈川県史附録」旧足柄原之部
職制 制度之部 職制、一三―一四葉。

(16) 「静岡県治紀事本末豆州之部」二十 制度之五、刑法、一一―一二葉。

なお、本書は、静岡県史料刊行会「明治初期静岡県史料」第三巻、一九三頁以下において覆刻されている。

(17) 前掲「神奈川県史附録」政治之部、県治、六―七葉。

(18) 「静岡県治紀事本末豆州之部」二十 制度之六、禁令、六葉。前掲明治初期静岡県史料」六〇―六一頁。

(19) 前掲「神奈川県史附録」制度之部、刑法、一四葉裏。

(20) 「静岡県治紀事本末豆州之部」五 政治之五、刑賞、一四葉。前掲「明治初期静岡県史料」三四九―三五〇頁。ちなみに、本書には、明治四年(正月)起十二月止、と同六年十二月より同七年十二月に至る月々の行刑表もまた収録されている。

(21) この四人の履歴については、拙著・前掲論文(二・完 六九―七〇頁、註(8)―(11)および(14)参照。なお、岡田、安原については、その後の調査により、若干資料を得たのでここに補足しておく。

岡田は、葦山代官所から葦山県、足柄県、足柄裁判所と転じ、その後また足柄県へ戻ってきたわけであるが、明治九年四月、足柄県が廃止せられて伊豆国が静岡県に併合されるや、彼もまたそれにもなつて静岡県十等出仕となつて移り、明治十年一月の官等改定により十二等出仕、次いで五等属となり(明治九年改正「官員録」、同十年二月改正「官員録」、同十一年三月二十六日調「官員録」、および同年十二月二十四日届「改正官員録」、明治十二年三月君沢田方都長に転じ、同十九年八月まで在職し大正四年十月二十日死去した(除籍簿)。以上のうち、静岡県と

没年に関する部分が今回補足したところである。

次に安原であるが、彼については生年月日と没年、および高知裁判所在勤を申しつけられて以後の履歴に関して補足しておきたいと思う。まづ生年月日は、「新潟県弁護士会史」所収の「会員一覽」によつて、嘉永四年八月二十五日であり(上掲書・七三二頁)、没年は大正四年五月二十五日であった(除籍簿)。また、後者については、前掲「明治十一年十二月」「改正官員録」には、高知裁判所判事とあり、同十三年五月十七日調「改正官員録」には、京都裁判所判事とあつた。それ以後の履歴は、次の通りである。

○自明治十四年十月(日不詳)至同十五年一月一日 仙台裁判所長

○自明治十五年一月一日至同十六年十月二十四日 仙台始審裁判所長

○自明治十六年十月二十四日至同二十三年十一月一日 静岡始審裁判所長

○自明治二十三年十一月一日至同二十九年四月二十三日 静岡地方裁判所長

所長

○自明治二十九年四月二十三日至離任年月日不詳 新潟地方裁判所長

(以上、「歴代頭官録」六八四、六三二、六三六頁)

○自就任年月日不詳至明治三十二年一月十四日 大審院判事(明治三十二年一月十六日付「官報」)

安原は、これをもつて退職すると直ちに新潟へ行き、翌二月二日には新潟弁護士会に加入して(前掲「会員一覽」七三二頁) 弁護士として活躍する一方、明治三十五年十月の新潟市県會議員補欠選挙で憲政本党から出て当選し、翌三十六年五月の満期まで勤めたりした(「新潟市史」上巻 六七六頁、および永木千代治「新潟県政党史」三三二頁)が、同三十九年十一月三十日に新潟弁護士会を退会し(前掲「会員一覽」七四一頁、静岡市へ移転した。奥平昌洪「日本弁護士史」所収の「弁護士一覽表」(明治四十五年七月三十日現在) 静岡の欄には、安原の名がみえ

ている(上掲書・一四三頁)。

(22) 大山は、柏木、岡田と同じく「伊豆国田方郡金谷村平民」で、明治元年十月二日、知県事江川太郎左衛門英武府属を申しつけられたのを手初に、翌二年四月二十七日調役、同年十月十五日准大属、翌三年四月五日大属順席と歴任し、葦山県が廢せられて足柄県となるや、同五年二月二十六日十一等出仕を申しつけられ、同年八月十三日には大属、翌六年十月三十一日には官等改定により中属(十等相当変らず)に任せられ、葦山詰で租税出納課にあり、翌七年四月十二日には先述の斉藤と同じ理由で絹一疋代金十疋を下賜された(前掲「神奈川県史附録」官員履歴、二十二葉、ならびに明治六年十一月「足柄県官員録」。しかして、前掲・明治十一年三月「官員録」では司法省十六等出仕、前掲・同年十二月「改正官員録」および前掲・同十三年「改正官員録」では静岡裁判所十六等出仕としてその名がみえている。

(23) 例えば、柏木の元主人にして葦山県権知事であつた江川英武は、柏木忠俊は有名な裁判の上手な人で御座いましたが、それも技術として上手だと申すよりは真情の人を動かすものがあつた為めで御座います。と語つている(古見一夫編「垣庵先生の敬懐主義(江川英武講演筆記)七三頁)。なお、柏木については、仁田桂次郎編「故足柄県令正五位柏木忠俊君小伝」(静岡県田方郡誌)七六八頁以下、所収)を初め、伊東圭一郎「東海三州の人物」一三五頁以下、古見・前掲書・五〇、七二頁、「静岡県人物志」二五五頁以下、戸羽山・前掲書・三四三頁以下、等々において、その為人や略伝が述べられているので、ここでは省略することにする。ただ、柏木の明治政府出仕以後の履歴については、「百官履歴」においても漏れているところがあるので、前掲「神奈川県史附録」官員履歴の柏木の部分を左に採録し、利用の便に供したいと思う。

足柄県下伊豆国
田方郡金谷村農

柏木 忠俊
通称 繪藏
文政七年甲申三月生

- 慶応四年^{戊辰}八月五日
一 徴士會計官判事候補被仰付候事
行政官
- 明治元^{戊辰}年九月十八日
一 會計官権判事被仰付候事
行政官
- 明治元^{戊辰}年九月十八日
一 御東幸供奉被仰付候事
行政官
- 同年十月廿八日
一 当官ヲ以テ鉦山司取締兼勤被仰付候事
行政官
- 同年十二月四日
一 依病氣願徴士會計官権判事被免候事
行政官
- 同年同月十二日
一 徴士會計官権判事更被仰付葦山県へ出張可致旨御沙汰候事
行政官
- 明治二^{己巳}年五月
一 勤仕中格別励精之段神妙之事ニ候今度官員御減省ニ付徴士是迄ノ職務被免候事
行政官
- 明治二^{己巳}年六月十二日
一 葦山県判事被仰付候事
行政官
- 同年同月同日
一 本官ヲ以テ関八州物産取調御用掛申付候間時ノ当官へ出仕可致事
民部官
- 同年七月十九日
一 任葦山県大参事
大政官
- 右宣下候事

從一位行右大臣藤原朝臣実美宣

府県裁判所設置の一酌

從三位行大弁藤原朝臣俊政奉行

明治三年庚午十月八日

一 叙正七位

右大臣從一位藤原朝臣実美宣

大弁從三位藤原朝臣俊政奉行

明治四年辛未十一月十三日

一 任足柄巢參事

右宣下候事

同五年壬申七月廿五日

一 任足柄巢權令

右宣下候事

同年十一月十日

一 叙正六位

太政大臣從一位三条実美宣

大内史正五位土方久元奉

明治七年甲戌九月十四日

一 任足柄巢令

右宣下候事

同年十一月八日

一 叙從五位

太政大臣從一位三条実美宣

大内史正五位土方久元奉

一 多年県官奉職中格別勉勵成績不少候ニ付以特旨位一級ヲ被進縮編代

金三百円下賜

同年五月二日

一 叙正五位

太政官

(24) 杉本については、拙著・前掲論文(二・完 六六、七二頁、参照)

(25) 神奈川裁判所ならびに入間、埼玉兩裁判所の設置が達示せられたのは、明治五年八月五日であつた(前掲「法規分類大全第一編」、司法省二、一八五頁)。

(26) 当時の文書によると、出張という言葉は二様に使用せられている。

その一は、現在と同じ意味で用務のため臨時派遣する謂であり、もう一つは、出向ないし在勤の意味で帰還命令が出るまでそこに留つて用務を執る謂である。

(27) 明治五年八月十三日付「東京日日新聞」掲載。

(28) 前掲「法規分類大全第一編」司法省二、一八五頁。

(29) 前掲書・一八六頁。

(30) 前掲「神奈川県史附録」政治之部、県治、十葉裏、ちなみに、その明細は、建坪百四坪七合二夕、うち二十九坪が新建であつた(同上、一葉表)。

(31) 前掲「法規分類大全第一編」司法省二、一八六頁。

(32) 「司法職務定制」第十七章各区裁判所章程は、「各区裁判所ハ府県裁判所ニ屬シ地方ノ便宜ニ因テ之ヲ設ケ其地名ヲ冒ラシメ某裁判所トシ其区内ノ臆訟斷獄ヲナス」と定めていた。

(33) この届に対する司法省の回答は、「右ハ未タ一般御取設ケノ運ニ相成居不申候ニ付従采ノ外新規取設ケ等無之様ノ事」とあり(前掲「法規分類大全第一編」司法省二、一八六頁、佐久問の「司法職務定制」の先き取り実施——この時点においては「仮定ノ心得」という枠が付けられていた——に周章気味であるような気がする。これ以後蕪山区裁判所

といわず出張所と呼んでいるのは、この回答の所為であろうか。

(34) 足柄裁判所に関する資料は、横浜地方裁判所小田原支部、小田原市立図書館、神奈川県立文化資料館のいずれにも一切保管されていない。

(35) 前掲「神奈川県史附録」制度之部、刑法、一〇——一葉。

三、足柄裁判所

発足当初の実態

本節の狙いは、発足当初の足柄裁判所の実態を、その構成員と若干の裁判事例との二側面から、可能な限り明らかにすることである。

そこで、構成員については、所長佐久間長敬とその下僚達との二つに別ち、佐久間については、できるだけ詳細に履歴を述べ、その下僚については、まずそれが誰々であったかを考証する。次いで、彼等の履歴について述べたいと思うが、未だ充分資料を得るところまでいつていないので、その点に関しては他日を期したい。ただし、現時点において少しでも判明している部分があれば、参考のため註に付記しておいた。

また、裁判の事例については、足柄裁判所が司法省に対して差し出した伺書——それらは現在法務図書館に保管せられている——のなかから、明治初期裁判史を跡づける場合にも参考になりそうなものを選んで述べていきたいと思う。

(1) 構成員

(イ) 所長・司法権少判事佐久間長敬

足柄裁判所の初代所長である佐久間長敬とは、一体いかなる人物であったのだろうか。

佐久間については、かつて小山松吉氏が佐久間の著である「吟味の口伝」を「法曹会雑誌」第三卷第三号に翻刻せられた折、その著

者に興味を抱かれ、その結果、佐久間の実弟にして司法保護事業の功勞者たる原胤昭氏より資料の提供を得て、同雜誌次号に「佐久間長敬の略歴」をものせられたことがある（この二篇は、のちに近代犯罪科学全集第十三編「刑罪珍書集(1)——江戸の政刑一斑——」に収録。ちなみに、同書巻頭には佐久間の肖像が掲載されている）。次いで、近年南和男氏がやはり佐久間の著である「江戸町奉行事蹟問答」（国立国会図書館所蔵「江戸年代編纂史料」五十五、五十六）を校注して翻刻せられた際、その「解題」において非常に簡単ではあるが佐久間について言及しておられる。

このように、佐久間についての研究は、極めて少ないのみならず、その少ない研究も明治以降の部分になるとわずか敷衍で終わっているのが現状である。

佐久間は、すぐ後に述べるごとく、徳川政権下にあつては江戸町奉行組与力を、また、明治政権下にあつては江戸鎮台府付与力、左院少議生、司法権少判事を勤めた人物であり、その佐久間を研究することは、とりもなおさず、江戸が東京に、徳川の代が明治の代に変移していく姿を、一個の人間の歴史からみていくことになるであろう。

私は、拙著・前掲論文において、その必要上佐久間について極く簡単に概観しておいたが、それはあまりにも簡単すぎ、上述の観点からいつても大いに不満足なので、再度ここで取り上げ、足柄裁判所初代所長としての佐久間という枠だけに止めず、近代日本法制史上の佐久間として述べていきたいと思う。また、このことは、明治

政府の性格を知る一つのよすがともなる。

佐久間は、天保十年、代々江戸町奉行組与力を勤めてきた佐久間家の長男として生れ、幼名を弥太吉と称した。⁽¹⁾

この佐久間家は、佐久間自ら語るところによれば、安房国佐久間郷の住人にして三浦氏の末孫浪子であつた善右衛門なる者が、明暦三年、江戸大火後出府し、町奉行石谷左近将監貞清について与力に召し出され、十八年間勤めたのがその始まりであるといふ。⁽²⁾

佐久間の実父長興は、通称健三郎(後名健叟)といひ、細谷平次兵衛の四男に生れ、伯父佐久間彦太夫の養子となり、文政十三年十一月、町奉行組与力見習勤に召し出され、天保十五年、禄高百五十石となつたが、弘化二年、鳥居甲斐守忠耀の事件に連坐し、御暇仰せつけられた。つまり、長興は、「水越公(水野越前守忠邦——引用者註)の改革派に属せしこととて隠居の身分且浪人別居」となつたのである。⁽⁴⁾

しかして、佐久間は、祖父彦太夫の跡目を継ぐべく祖父の手許で養われていたが、嘉永三年一月二十八日、祖父の勤功により「御番諸役無足見習」を仰せつけられた。⁽⁵⁾ 佐久間の十二歳のときである。そのため、奉行より十五歳と心得べしとの違があり、十五歳として勤務したといわれる。なお、佐久間は、このことにつき、前掲「嘉永日記抄」五年三月二十日の条において、「町奉行遠山左衛門尉景元病氣によりて職を辞す」と記し、「余は此人の爲めに若年の身ながら特に見習に召出され一通ならず恩をうけた」と述べている。しかして、同五年七月二十二日には、「祖父御暇相願ひ跡御番代御抱

入被仰渡是より本勤とな⁽⁷⁾り、佐久間家八代目の当主となつた。⁽⁸⁾「嘉永日記抄」(其二)は、この年を回顧して述べた末尾に、「余は此年昼夜風烈廻りという役儀を命ぜられ下役同心二人を召連れ(白衣紋付羽織火事具用意し)市中を見廻りたりこれが始めてその役儀を命ぜられたる事なり」と記している。⁽⁹⁾ また、このとき、別家となつて別居していた父長興は、本家相続人佐久間が幼年であるということ⁽¹⁰⁾で、後見のため同居を許され、安政二年、御咎は赦免となつた。長興は、最も吟味に長じ、性剛直にして鬼佐久間といわれ、ある一部の人々より恐れられていたといふ。⁽¹¹⁾

佐久間は、十九歳に至つて、吟味方に昇進したが、そこで相当の成績を挙げえたについては、長興の指導が大いに与つて力があつた。そのことは、佐久間の実弟である原氏の語るところにより明らかである。原氏いわく、「幼少の頃兄長敬奉行所より帰邸し、吟味の事を父長興に尋ね、其の教を受くることは度々あつた、吟味に関する話が始めると、家人を遠けて近親の者にも之を聞かせなかつた」と。またいわく、「私の父は頗る達観穎智の人で、時の政界に力強い策士であつたと思はれる。それが為め身は政敵に控かれて免黜され、青年の兄が跡目を嗣いで与力の役目を勤めたので、兄を指南するため夜毎の家庭は兄と父とが時事評論で持切つた」と。⁽¹²⁾

かくして、佐久間は、「文久元年町奉行与力同心名一覽」では、「五番組与力」のところに、また「南年番与力」としては「御詮議役」および「外国掛」のところにその名がみえ、慶応元年六月には、根岸肥前守(衛奮、当時南町奉行)組与力の一人として、「諸色値

段引下方取調」のため「非番御役宅へ相詰問屋共呼出相札」すよう申し渡されて⁽¹⁶⁾いる。

また、大政奉還があつた同三年十月中には、「奉行支配附」を仰せつけられて、「市中取締御用取扱」を命ぜられ、「町法改正並諸問屋組合旨法取調其外市中取締筋に致関係之御用向廉々取扱御用多々相成」り、そのため翌四年三月——このとき既に幕府は瓦解していた——には、奉行・支配組頭・勤方に次ぐ地位である支配調役兼勤となつた。「戊辰物語」が佐久間のことについて、「南は佐久間鑄五郎勤役中だつたがたゞ凡々たるお人好しのおとなしい人物だったのでこれも筆頭与力の佐久間弥太吉が切つて廻した、三十四五のなか／＼の才物で議論家であつた。」と語つているのは、このころのことであろうか。

しかし、その翌月、「江戸開城」となり、次いで五月には、寺社・町・勘定の三奉行が鎮台府へ引き渡されることになつて、佐久間のこれなる生活は幕を閉じた。

この奉行所引き渡しの経緯については、前掲「江戸町奉行の創立と廃止」、同「江戸町奉行事蹟問答」巻一・町奉行所始終の部、佐久間長敬・安藤親枝・尾崎将栄・原胤昭・仁杉英「江戸町方与力 全」(謄写刷)、「市政日誌」、「市政裁判所始末——東京府の前身」(都史紀要六)、「東京市史稿 市街篇」第四十九、等々によつて詳しく知ることが出来る。ここでは、ただ佐久間がそれにあつてどのような役割を果たしたかについて具体的に述べておきたい。

「市政裁判所始末」の語るところによると、引き渡しの翌日、す

なわち慶応四年五月二十二日、鎮台輔大原重徳が役所を巡視したが、その打ち合せのため南北両役所を代表して西城へ行ったのは佐久間であつた⁽¹⁹⁾。また、田安亀之助の臣である白戸石介より、元町奉行組与力同心の身分のことにつき面談したいと呼び出しを受けたのも佐久間とそのほかの二人であつた。この白戸との会谈の結果、大総督府の既定方針である「町奉行組与力同心之輩自今鎮台府附ニ被召出禄高扶持米等は迄の通り被下置候」ということになつたのである。

なお、前掲「江戸町方与力」所収の「町奉行所引継の顛末」には、佐久間の活躍振りが活々と描かれているが、「市政日誌」等の記録と引き渡しの日時が異つていて若干疑問が残る。それでも参考程度にはなると思われるので、それによりみてみると、次の通りである。

すなわち、大目付白戸石介より佐久間等呼び出しがあつたのは、町奉行所の引き渡しについて面談するためであり、佐久間らはその場で「引継ノ委員」を命ぜられた。しかし、佐久間は、その夜自宅に南組の与力同心を招集してこの旨を伝えた。翌日、佐久間等の委員および年番与力は集會し、その準備を議決した(本書には、この決定事項が収録されている)。いよいよ引き渡しの当日(本書では二十三日)となり、佐久間等を中心となつてそれを推進した結果無事完了した。そして、この日、与力同心の身分は、これまでの通りということになつたが、佐久間等南組与力六人は連署して「願書」を差し出し、「目今主家恭順ノ実効相立チ、城地禄高等追々御取扱被

仰付候御趣意ハ厚ク相心得奉拜戴居り候ヘトモ主家未タ右 御沙汰ヲモ不被蒙候内私共 御拔擢ヲ蒙リ旧俸禄安堵仕候段臣子ノ情誼何共難忍」等々の理由から、「何卒今般私共改テ頂戴ノ禄高ハ徳川龜之助ハ差出シ是迄累世受ケ来り候恩誼織芥モ報酬仕僕微志貫徹仕度」と願ひ出た。これもやがて徳川龜之助の城地禄高が定められたので、右の「願書」は下し戻され、「一統勤務」とあいなつたといふ。

いづれにしても、佐久間は、この引き渡しにあたつて与つて力があつたし、それゆえに鎮台府附の与力となつて引き続き市政裁判所(町奉行所を改称)に勤務したのちも、南裁判所調役与力兼帯として指導的役割を果したのである。⁽²³⁾

この市政裁判所において佐久間が行なつたことは、元幕府の支配にあつた箱館産物会所等の諸役所を市政裁判所の支配下に収めたことである。この措置は、佐久間が鎮台府判事土方太郎(久元)に建言してなつたものである。佐久間が自ら赴いて収めたものは、箱館産物会所、川船改役所、および本所猿江材木蔵の三つであつた。⁽²⁴⁾

慶応四年七月十七日、東京府が設置され、市政裁判所が廢される。佐久間はこれを契機に職を引いたと思われる。明治元年許刻の「東京官員録 全」に佐久間の名がみえないことより、そう判断せられる。同年八月十二日、佐久間は、「鎮台府ニ勤勞ア」りとして、「粟米十五口ヲ給ヒ終身」、「褒獎」された。⁽²⁶⁾

小山・前掲書には、その後、佐久間は大蔵省、文部省を歴任したとあるが、これについては資料的に確認できなかつた。

明治五年二月二十七日、佐久間は左院少議士となり、次いでその八月九日には、司法権少判事に任ぜられ、その後しばらくして、足柄裁判所長として「出張」を命ぜられて足柄県に赴任してきた。⁽²⁷⁾

足柄裁判所初代所長佐久間長敬とは、このような履歴をもつ人物であつた。佐久間が新政府の誰によつて拔擢されたかは不明であるが、このとき司法卿であつた江藤新平の官歴と重ね合せてみると、拙著・前掲論文で述べたごとく、どうも江藤ではなかつたかと推測せられてくるのである。⁽²⁸⁾

佐久間の足柄裁判所における行動は、次の事例研究のところで考察するとして、ここではそれ以降の佐久間について述べておきたいと思う。

とはいへ、佐久間がいつここから転出していつたかについては、あまり明らかではない。ただ、佐久間の名による司法省への伺の最後の日付は、明治六年四月日闕(本誌六四頁掲載)であり、それに代つて司法中解部岡田直臣名になるのが、同月二十八日付以降であるから、恐らくこのころであろうと推定することはできる。「太政官日誌」明治六年第百十三号は、七月二十三日の条に、違書として、佐久間に対し「名東県出張」を命じたことを報じているが、これにより、佐久間がこのとき東京にいたことは明らかである。⁽³⁰⁾

右の「名東県出張」につき一言しておく、これは、これより少し前名東県において勃発したいわゆる「血税一揆」と呼ばれる民衆騒擾事件に対し、出張臨時裁判を行なうためであつた。この裁判の結果は、佐久間によつて報告され、その届が「太政官日誌」に採録

されている。⁽³³⁾

しかし、こうした佐久間の司法官としての生活も、明治六年十二月二十八日で終止符を打った。この日、佐久間は、「依願免本官但、位」となったのである。⁽³⁴⁾その理由は、「征韓論」が敗れたためであつたともいわれているが、⁽³⁵⁾佐久間自身は、「病ニ依て職を辞したり」と書き残している。⁽³⁶⁾

辞職後、佐久間の関心は、徳川時代の江戸市政の研究に向かい、殊に明治二十一年に隠居してからは、その著述と講演が彼の生活であつたようである。

まず、講演からいうと、大正六年八月、七十九歳の佐久間は、川越の寓において、これまで講演したものの目録を作成し、「佐久間長敬講演・江戸市政講演目録」(日比谷図書館所蔵)なる一書をもっているが、それによると、その項目は二百十六に及んでいる。それがどのようにして行なわれたかは明らかでないが、前掲「古今警察官比較」によると、佐久間は「老後の天職」として、「国民の自覚心の欠乏を補ふため道話を開いて講演をいたして居り升」と述べているので、その一端は窺うことができる。

次に、著述についてであるが、これまたかなりの数に上る(ここでは、著作年代を問わず一括して論ずることとする)。その第一は、東京都公文書館の所蔵にかかる「佐久間氏稜稿」五冊である。これは、東京市役所が市史編纂の材料とするため、佐久間の稿本を謄写したもので、第一冊には「徳川將軍御直裁判実記」、「刑罪詳説」、「拷問実記」が収められている。この三著作は、のち実弟原胤昭氏により、

前掲の「刑罪珍書集(1)」に採録せられているので、詳しくはそれを見られたい。第二冊には「江戸市政録」が、第三冊には警察に関するものが、第四冊には商業に関するものが、第五冊には労働者に関するものが収録されているが、佐久間のなそうとしたことは大体これに尽きるようである。著述の第二は、国立国会図書館が所蔵せる前掲の「江戸年代編纂史料」の十六、徳川政談・御直裁判、同じく四十九・五十、公事出入之部、同じく五十五・五十六、江戸町奉行事蹟問答(これについては本誌五五頁参照)である。その他、「嘉永日記抄」(日比谷図書館所蔵、「江戸」第三卷第三綴/第五卷第四綴所収)、「安政日記抄」(「江戸」第五卷第四綴所収)、「江戸市勢妄録」(同上、第四卷第一・二綴、第五卷第一綴所収)、前掲「吟味の口伝」、同「江戸町奉行所ノ創立ト廃止」等がある。⁽³⁸⁾

このように、佐久間の著述と講演活動は精力的であつたが、寄る年波には勝てず、「今は七十九歳老衰の身殊ニ十数年白眼瞶に罹っているので筆を採ることは不可能である併し(明治天皇の御製、杖つき道行までに老し身も昔し尋ぬる菜とそなれ、のその)菜となるは老人勤と思ひ云々」と、一書の緒言で述べるに至つて⁽³⁹⁾いる。

かくして、佐久間は、大正十二年一月、東京市外笹塚(現在渋谷区)において、八十五歳の長命をもつて彼の生涯を閉じた。⁽⁴⁰⁾以上が、佐久間長敬の履歴である。

(四) その下僚達

足柄裁判所長佐久間長敬のほか、発足当初よりそこに在勤したと

推定される人々は、まず岡田直臣、浅田耕、河野儀国、安原吉政の四人である。

この四人は、足柄裁判所の設置が達示せられた明治五年八月十二日現在においては、足柄県の官員で、恐らく聴訟課にあつて聴訟断獄事務を掌つていたと推定せられるが、同月二十五日——この日佐久間は「葦山区裁判所」を取り設けたことを司法省に届け出ている（本誌五〇頁参照）——に至つていずれも司法省転属となつた。⁽⁴¹⁾問題は、彼らがそのまま足柄裁判所在動となつたかどうかということである。

⁽⁴²⁾この問題に関して、かつて私は次のように考証したことがある。

該四人が足柄裁判所在動を命ぜられたことは、記録のどこにもみえないが、「司法省日誌」によると、明治七年十月三日には安原が、翌八年一月四日には岡田が、その四日後の八日には河野が、いずれも「足柄在動」を解かれて転出しているから、発足当初よりそこにいたことは推断してよいと思う。浅田については何もみあたらないが、「司法省日誌」が刊行され出したのは、明治六年一月二日付の記事からであり、しかもその後においても一時刊行の停止等があつて完全ではないから、この間に異動があつたとも考えられる。なお、岡田、安原については、この「司法省日誌」以外の資料、つまり足柄裁判所が司法省に宛て出した伺によつても、その在動を確認することができる。例えば、岡田について

は、明治六年四月二十八日付の擬律伺等により、安原については、明治六年三月五日付の擬律伺添付の裁判記録等により、それぞれ明らかである。

この見解は、現在でも全く同じであり、充分説得力を有するものと確信する。ということは、司法省官員の「出張」は、本省からばかりでなく、新たに裁判所を設置した県の官員で司法事務に精熟した人物を、司法省に転属させてそのままその裁判所に在動させるということも、また行なわれたということになる。このことは、考えてみれば極めて合理的な処置であり、事務引き継ぎを円滑にするばかりか、今後予想せられる府県裁判所の増設によつて生ずる司法官の不足を補うという一石二鳥の効果を齎すものであつた。⁽⁴³⁾

さらに、叙上の足柄裁判所伺は、岡田、安原以外に、生野孝俊、古谷宜福、大竹正直、石川重玄、大久保義制の五人が足柄裁判所に在動していたことを示している。⁽⁴⁴⁾この五人こそ、佐久間とともに司法省から「出張」を命ぜられ、足柄県に赴任してきた人々である。

以上合計十人が、足柄裁判所の発足当初から、あるいはそれに近い時期から、そこに在動していたことを資料的に確め得るものである。足柄裁判所が、明治九年四月二十七日に廃止せられたとき、⁽⁴⁵⁾その人員は十二人であつたから、⁽⁴⁶⁾大体これで充分と思われるが、これ以外に可能性のある人物を強いて挙げようとするならば、かつて行なつた「司法省日誌」の操作、つまり、「足柄在動」を解かれた時日

氏名	着任時の官名	官員録(明治六年一月十日改)所載の官名	足柄裁判所同所載の官名	転出時の官名	転出月日およびその出典
東京 佐久間 長敬	権少判事	権少判事	権少判事	権少判事	不明
足柄 岡田 直臣	中解部	中解部	中解部	中解部	明八・一・四 司法省日誌(明八)第一号
静岡 浅田 耕	権中解部	権中解部	権中解部	権中解部	不明
東京 大竹 正直	十一等出仕	権中解部	権中解部	権中解部	明六・八・二五 司法省日誌(明六)後第四一号
足柄 河野 儀国	十一等出仕	十一等出仕	権中解部	権中解部	明八・一・八 同右(明八)第六号
東京 安原 吉政	十一等出仕	十一等出仕	十一等出仕	権中解部	明七・一〇・三 同右(明七)第一五八号
東京 古谷 宜福	権少解部	権少解部	権少解部	権少解部	明六・八・二五 同右(明六)後第四一号
山口 石川 重玄	十五等出仕	十五等出仕	十五等出仕	不明	不明
佐賀 生野 孝俊	十二等出仕	十二等出仕	中 検部	十二等出仕	明七・二・二四 司法省日誌(明七)第四〇号
長野 大久保 義制	十三等出仕	十三等出仕	中 検部	十二等出仕	同 右
愛媛 (参考)					
宮田 重固	十等出仕	十等出仕	中解部	中解部	明八・三・二四 同右(明八)第四六号
新潟 梅沢 義道	十四等出仕	十四等出仕	十二等出仕	十二等出仕	明九・五・九 同右(明九)第五八号
新潟 佐原 盛純	少 属	少 属	少 属	少 属	明八・二・一四 同右(明八)第二三号
東京 川口 高久	権少属	権少属	権少属	権少属	同 右
東京 鈴木 寿承	権少属	権少属	十三等出仕	十三等出仕	明九・五・九 同右(明九)第五八号
東京 荘 資倫	十三等出仕	十三等出仕	少解部	少解部	明八・一・八 同右(明八)第六号

(注) 官籍は明治七年以降の「官員録」によつて補つたものである。

は判明しているが、その赴任時日は不明であるという人物を発足当初から在勤していたと見做し、それを拾い出していく操作が一応考えられる。

それを行なつたところ、私は、宮田重固、梅沢義道、佐原盛純、川口高久、鈴木寿承、荏資倫、それに脇坂敬業の七人を得たが、最後の脇坂については、明治六年一月十日改の「官員録」をみると、その名が本省関係のところに記載されているので除外しうるのである。なお、宮田以下六人については、「司法省日誌」に刊行一時停止等の事情が存するから、参考程度に留めおかるべきであろう。以上述べてきたところを表示すれば、前頁のようになる。

(2) 裁判事例

発足当初足柄裁判所が裁判にあつてその典拠とした法規は、いりまでもなく新律綱領であり、太政官布告、太政官指令、司法省布達、司法省指令等の単行法規の形で頻繁に頒布された綱領一部改正法——その多くは「条例」と呼ばれた——であつた。ここまでは、いずれの裁判所(裁判所未設置の県では聴訟課)においても同じであつたと思われるが、足柄裁判所には、このほか、改定律例の第一次草案を転写した「新律条例」と、司法省においてなされた「決議」ないし起案、および諸府県ないし東京裁判所からの伺とそれに対する指令を輯めたものを転写した「定案条例輯録」とがあり、前者は恐らく新律綱領と同程度の比重をもつて使用せられたと思われる。足柄裁判所が独自に保持したこの二書については、拙著・前掲論文にお

いて考証したところであるので、詳しくはそれを参照せられたい。また、実際の裁判の事例も、「新律条例」によるものであるが、二つばかり紹介しておいた。

そこで、本節においては、まず足柄県より足柄裁判所に引き継がれた聴訟と断獄を一件ずつ紹介し、次いで、上記二件とは趣意を異にする断獄一件を紹介する。しかして、最後に、佐久間の足柄裁判所長ないし権少判事としての行動がいかなるものであつたかについて言及し、本節を終りたいと思う。

さて、ここで想起して欲しいことは、前節において掲げておいた「新県以来聴訟断獄其他取調書」である(本誌四七頁参照)。これによれば、聴訟九口と断獄十七口が未済および未決分として、県から裁判所へ引き渡されたことになるが、現在判明しているのは、聴訟、断獄それぞれ二口のわずか四口のみである。すなわち、聴訟の二口とは、「伊豆国田方郡矢熊村雲金村秣山境界訴評」と「伊豆国賀茂郡片瀬村白田村秣山境界訴評」の二つである。また、断獄の二口とは、「相州足柄下郡塔ノ沢村浄土宗律師阿弥陀寺住職立基一件」と「信濃国高井郡上町生れ当時無宿秋山万吉一件」の二つである。ここでは、聴訟、断獄いずれも後者について紹介することにしたい。

足柄裁判所調	掛	司法権少判事	佐久間長敬
		司法権中解部	大竹正直
秣山境界出入	壬申六月十八日足柄県秣山片瀬村小前惣代	伊豆国賀茂郡	
出張所ニ訴訟	同八月廿八日裁判所ニ受取	原告	森田茂兵衛
		外一人	

自分共儀原告ト相成同郡白田村ニ相掛リ秣山境界ノ事意左ニ
 一当村ハ田畑高百九拾五石七斗五舛三合ニ而豆州天城山水元川筋
 ヲ白田片瀬ト西南ニ分界シ秣場ハ一里ヨリ二里余モ隔リ隣村境
 界ハ字柏木原ヨリゲヅイ道破石境夫ヨリ酉戌之間ヘ見渡シ小畑
 前平道境奥野平道一ツ石夫ヨリ新道天城山御定杭ニ見渡シ当村
 進退両村入会之儀ハ字小畑道下三ノ峯ヨリ下タゲヅイ下タ名幸
 天目迄入会往来り山役永五百四丁屯文二分在古ヨリ上納致米既
 ニ寛政年中白田村ニ而右場所ニ木立之目論見致シ候節当村ヨリ
 差障リ従前之通相成候儀ハ〔イ〕旧記有之文化年中中村差出シ明
 細帳〔ロ〕旧記有之候処白田村申伝齟齬仕境界申争候ニ付御訴訟
 仕実地御調査ヲ受候儀ニ御座候事
 右之通相違不申上候以上
 明治六年二月十七日

右
 森田茂兵衛
 当四十一年五月
 組頭
 川口久次郎
 当四十四年九月

足柄裁判所調	掛	司法権少判事 佐久間長敬 司法権中解部 大竹 正直
秣場境界出入	返答差出 同八月廿八日裁 判所ニ請取	伊豆国賀茂郡 白田村小前総代 富田定右衛門 外二人
自分共儀隣村片瀬村ヨリ相掛候秣山境界出入被告ト相成候事意		

府県裁判所設置の一齣

左ニ弁駁仕候
 一当村之義ハ田畑高四百三十三石一斗七舛四合八夕ニテ秣場ハ一
 里ヨリ一里半ニ隔隣村境界ハ北表天目峯道字サンノミヨ原ヲ境
 ヒ同所上リニ石塚有之夫ヨリ天城山御定杭ニ見通シ候旨往古ヨ
 リ申伝ヘ判然致シ居既ニ明和年中天城山為見分旧幕林方出張之
 御書出候〔イ〕旧記有之文化年中旧幕代官ニ書出候〔ロ〕旧記有之
 候ニ付原告申立候境界ハ承諾致シ兼存意齟齬仕候依之今般実地
 御調査ヲ請候事
 右之通相違不申候以上
 明治六年二月十七日

右
 富田定右衛門
 横山 利兵衛
 当四十五年十一月
 同
 横山 権次郎
 当四十六年七月
 組頭
 山本佐之右衛門
 類ニ付代
 杉本 定次郎
 当五十六年六月

本件は、右二つの口書より、明治五年六月十八日、伊豆国賀茂郡
 片瀬村が、隣村白田村との間にある秣山の境界のことにつき、葦山
 出張所へ、その白田村を相手取つて起した訴訟で、未済のまま、同年
 八月二十八日、足柄裁判所へ引き継がれたものであることがわかる。
 これに対し、足柄裁判所は、双方の申し立てるところを聞き、次

いで佐久間自らが実地調査をしたところ、「双方地名字申口齟齬イ
タシ各互習慣申伝迄ニテ両告ヨリ差出ス書付ニ記載イタス字モ実地
ニ臨ミ證憑トイタシカタ」い状況であつたので、一応「以来ハ天城
山定杭跡ヨリ今般字ニ記シ置立石山マテ峯通夫ヨリ水コボレ字大石
ヘ下リ右石ヨリ字物見所中央ヘ見通シ北表天目峯両村林境ヘ見通シ
両村境界と相定可申候右ハ役々評議ヲ遂ケ司法省ヘ伺定之上繪図面
ヘ墨引イタシ相渡間向後違犯致ス間敷候」なる案文を作成して、司
法省に對し、

右之通裁判可申渡裁別紙書類並繪図面相添此段奉伺候也

明治六年四月

司法權少判事 佐久間長敬

福岡司法大輔殿

と伺つた。⁽⁵⁰⁾

これに對する司法省の回答は、

輔

聽訟規則課

三等出仕

丞

判事

明法寮

検事

入間足柄兩裁判所ヨリ地所境界論三件裁許之儀ニ付伺之趣取調候
処総テ申口迄ニテ公書上抛ル可キ確證迎ハ一モ之レ無キ地所ト見
入申候間左之通御指令相成可然ト存候

御指令案

従前境界ノ定メ之レアル人民所有ノ地所ナレハ反別ヲ以テ定メ難
キ場所ハ其境界ノ目標トス可キ字名所等ヲモ公書上ニ屹度記載之
レアル筈ニ付彼此爭論ヲ生スト雖トモ其爭フ所ノ互ノ證拠ヲ案シ
テ公書ニ就テ真偽ヲ糺スヲ得可シ然ルニ公書上抛ル可キノ確證一
モ之レ無キ上ハ素ヨリ境界の定メ之レ無キ地所タルコト判然明白
ナリ故ニ強テ之ヲ判ツニハ見込ノ通り双方ノ便利ヲ考ヘ土地ノ形
勢ニ從ヒ平分酌中シテ新規ニ境界ヲ設ルヨリ他アル可ラス抑裁判
ハ従前ノ境界此処ニ相違ナキヲ見据タル上裁許ノ処分ニモ及フ可
キ者ニテ無境界ノ地所ノ境界ヲ争フヲ以テ新規ニ境界ヲ設立ス可
キ道理アル可ラス此等無境界ノ地所ニシテ新規ニ境界ヲ設ルハ專
ラ地方官ノ任ニシテ裁判官ノ預ル可キ筋ニ之レ無キニ付裁判官於
テハ前段ノ訳ヲ以テ無境界ヲ設度義ニ之レアラハ其段地方官ヘ可
願出旨ヲモ申渡シ請證文ヲ取り訴狀下戻ス可キ事

と云うものであつた。⁽⁵¹⁾

次に、取り上げる事例は、裁判事例としてよりも、むしろ政体
の變革にもなつて囚人がどのように取り扱われてきたかを示す具体
例として紹介したいと思います。

秋山万吉なるものは、信濃國高井郡の生れで、當時無宿人であつ

たが、旧小田原藩の公用金を背負つて運輸する途中、これを盗んで逃走していたところ、明治三年七月七日、「常陸國於中湊村元水戸藩捕縛相成旧小田原藩尋中ノモノニテ掛合ノ上受取其後東京府へ差立於同府吟味ノ上府下引合ノ者共呼出シ夫々所置濟猶万吉ハ小田原藩へ引渡候ニ付於同藩同人拐帯金ノ内所持並遣ヒ先ヨリ取上候分共合金千三百九十七両ハ同藩へ受取右宰領同藩土橋本金右衛門ハ退引ノ上廿日謹慎処分相濟候処廢藩ニ付万吉ハ旧小田原県又ハ足柄県へ引送り、明治五年八月二十九日、足柄裁判所へ引き継がれたといふ。

これにより、秋山万吉の身柄は、水戸藩↓小田原藩↓東京府↓小田原藩↓小田原県↓足柄県↓足柄裁判所と移されてきたことがわかる。足柄裁判所において、再度取り調べたところ、「当人申口符合不致廉モ有之書類等繁雜致シ居候ニ付東京裁判所其外各所へ」照会などされたが、結局、明治六年三月二日、佐久間によつて、

賊盜律奴婢家長財物条ニ照シ絞罪必的ニ御座候処隣獄之者破牢相企候ヲ及承申立候儀ニ付壬申十月伺済ノ例ニ照シテ一等ヲ減シ准流十年可申付哉

と、司法省に伺い出され、

藩ノ公用金ヲ背負ヒ運輸ノ途中ノ盗テ逃走スル者

府県裁判所設置の一酌

賊盜律

監守盜ヲ以テ論シ本罪絞ノ処他囚越獄セントスルヲ首報シ脱逃ヲ致サルヲ以テ一等ヲ減シ

何之通准流十年駐金二千五百円

秋山 万吉

なる指令を得た。

本件は、秋山万吉なるものが、新律綱領賊盜律監守自盜条(凡監臨。主守。自ラ監守スル所ノ。財物ヲ盜ム者ハ。首從ヲ分タス。駐ヲ併セテ。罪ヲ論シ。窃盜ニ。二等ヲ加フ。二百兩以上。絞)によつて絞になるところ、他の囚人が越獄せんとするのを首報して脱逃させなかつた功をもつて罪一等を減せられ、准流十年となつたといふものである。

しかし、秋山の口書をみると、「壬申十月十日隣牢ニテ物騒敷様子不審ニ存居候処同夜根太板等引放シ候物音致候付相牢囚人相模国足柄下郡久野村農石綿喜三郎俱々御見廻リ之衆ニ申立候故嚴重御縮相付キ一人モ脱獄不仕候」と述べているので、この首報は石綿喜三郎なるものと一緒であつたことがわかる。上の佐久間の伺に、「壬申十月伺済ノ例」とあるのはこの石綿の例で、これが前掲「新律条例」を典拠として伺い出されたものであることは、拙著・前掲論文において考証したところである。なお、佐久間が賊盜律監守自盜条によらず、同律奴婢家長財物条(凡奴婢。雇人。家長ノ財物ヲ盜ム者。凡盜ニ準シテ論ス云々)によつて擬律しているのは、秋山を雇人、藩の公用金を藩主の財物と見做したためであろうか。もしそうであるとするれば、佐久間の意識を探るうえで極めて興味深いものといえる。

さらに次なる事例は、当初から足柄裁判所において裁判が行なわれた「持兇器強盗」事件に関するものである。そこにみえる口書の書式は、明治六年一月以降、全国の裁判所ないし聴訟課において次第に多く用いられるようになったものである。

持兇器強盗	捕縛	明治六年 二月四日	常陸國出生 当時無宿	渡辺 森蔵 当十九歳三月	連班 司法中検部	生野 孝俊
	掛	司法権少判事 司法省十一等出仕	佐久間長敬 安原 吉政	持兇器 四度	窃盜 六度	詐偽 四度
賍金七拾六円拾八銭六厘	窃盜	金五拾壹円八銭六厘	初犯	同	同	同
一自分儀貧窮ノ余リ盜心ヲ生シ辛未十二月日不覚横浜野毛町名前不存家ニ忍ヒ入り衣類七品盜取候事	持兇器強盗	金三拾五銭	同	同	同	同
一壬申五月廿七日夜相模國愛甲郡下川入村農原仁太郎宅ニ忍ヒ入り爾其外忝品盜取候事	持兇器強盗	同	同	同	同	同
一右盜取候內衣類其外四拾四品ハ代金四拾八円五拾銭ニ売払ヒ拾壹品ハ途中ヘ隠シ置キ忝品ハ取捨忝品ハ被盜人ヘ差戻シ残り四拾六品ハ此度御引揚ノ上代積リ拾八円拾六銭五厘ニ相成取捨隠置差戻無代止宿共合金七拾六円拾八銭六厘ニ相成候	持兇器強盗	同	同	同	同	同

右之通相違不申上候以上

明治六年三月四日

渡辺 森蔵

本件は、新律綱領賊盜律持兇器強盜条（持兇器、一十兩以上、斬）に照して、死罪であるから、「司法職務定制」第十六章府県裁判所分課、第六十五条断獄課、第四、の規定に則つて、口書を添えて司法省へ伺い出された。

常陸國出生
当時無宿

渡辺 森蔵

右者別紙罪案之通ニ付賊盜律持兇器強盜条ニ照シ斬罪可申付哉此段奉伺候也

明治六年三月五日

司法権少判事 佐久間長敬

この同は、「司法職務定制」第五章判事職制、第二十一条断刑課、第四、の規定に從い、三月二十八日断刑課に付され、そこにおいて断折の後、司法卿江藤に呈し処分がとられ、受付課に付され、そこから足柄裁判所へ伝達せられたものと推定せられる。その指令の文面は、次のようなものであつた。

(朱書)
明六
三月廿八日付

県

賊盜律強盜条

足立

持兇器強盜十円以上

伺之道

斯罪駐金五十一円余

渡辺 森蔵

余罪ハ軽キヲ以テ論セズ

青木

長岡

松本

丹羽

江藤

最後に、足柄裁判所長としての、あるいは司法権少判事としての佐久間の行動について一言しておく、残されたわずかな資料からみる限り、佐久間は、率先して裁判を行ない、その取り調べも極めて精力的であつたように思われる。

裁判の事例として最初に挙げた「伊豆国賀茂郡片瀬村白田村株山境界訴評」の場合にも、実地調査を行なつたというところにその姿勢は顯われているが、次の例などもそれを如実に示すものである。

すなわち、相模国大住郡大神村農青木某が、発狂の末自分の子供を道路に打ち捨てるといふ事件が起つたが、佐久間はその事実検査のため、中検部生野孝俊と医師を自ら率いて出かけている。こういったあたりも、元町奉行組与力としての佐久間の面目躍如たるものが感ぜられる。

序でにいえば、佐久間は、安政五年彼の二十歳のとき、「我が経験と古老よりの口伝とを書綴り、子孫のために遺し置くものなり」として、前掲「吟味の口伝」なる一書を著しているが、被疑者の取り調べはこの要領をもつて行なわれたと推測せられる。

なお、佐久間が明治の司法官としてどのような意識をもつていた

府県裁判所設置の一齣

かについては、裁判の事例よりそれと推定せられる場合には、その事例を考察したところで述べておいた（本誌六五頁および註(5)参照）ので繰り返さないが、結論的にいえば、町奉行組与力当時の意識と殆んど変るところがなかつたと思考せられる。

(1) 小山・前掲書。なお、原胤昭氏の語るところによると、佐久間家は割合裕福であつたという（「保護事業の回顧」、『法曹会雑誌』第十五卷第十号、所収）。

(2) 佐久間長敬「佐久間長敬講演・江戸町奉行所ノ創立ト廃止」二三葉裏。なお、佐久間は、講演の草稿である「古今警察官比較」においては、「江戸町奉行与力の祖先は慶長の関ヶ原役の頃から江戸城下の警官に抱えられて家附の職掌となり私しまて八代世襲した」と述べ（二三葉）、その始まりを開幕当初まで遡らせている（佐久間長敬「佐久間氏襍稿」三、警察、所収）が、前者は承函によつて書かれたように思われるのでそれに従つた。

(3) 小山・前掲書。

(4)・(5) 佐久間長敬「嘉永日記抄」まえがき（「江戸」第三卷第三綴所収）。

(6) 小山・前掲書。

(7) 前掲「嘉永日記抄」まえがき。

(8) 前掲「江戸町奉行所の創立と廃止」一四葉表。

(9) 上掲書（「江戸」第三卷第四綴所収）。

(10)・(11)・(12)・(13) 小山・前掲書。

(14) 原胤昭「私と基督教」（『新時代』第一年第八冊所収）。

(15) 前掲「江戸町奉行事蹟問答」付録、二八九―三〇八頁、所収。

(16) 佐久間長敬「江戸市政録三」（『佐久間氏襍稿』一、所収）三三―三五葉表。

- (17) 前掲書・三三葉裏―三三葉表。
 (18) 上掲書・一一―一二頁。
 (19) 上掲書・一三―一四頁。
 (20) 前掲書・一九―二〇頁。
 (21) 「市政日誌」第二号、一葉。
 (22) 上掲書・四八―五八葉。なお、この一編は、前掲「東京市史稿」にも「江戸町政録」からとして引用され所収されている(一〇九―一二七頁)。
 (23) 「東京府史料 府治一」四八葉表。なお、佐久間は、前掲「江戸町奉行事蹟問答」において、町奉行等とともに自分も免職になつたように語っている(三五頁)が、免職になつたのは町奉行以下勤方までで、調役兼帯手力以下はそのままであつた(「市政日誌」第一号、三―四葉)から、記憶違いと思われる。
 (24) 前掲「江戸町方手力」五三葉裏。
 (25) 前掲「市政裁判所始末」一一七、一二一、一二四頁。
 (26) 「東府史提要」抄(前掲「市政裁判所始末」所収)二二七頁。
 (27) 「任解日録」自明治五年七月、至同、年十二月六、明治五年八月九日の条。
 (28) この点については、拙著「前掲論文(二)・完」六六頁参照。
 (29) 「諸県口書賊盗戸籍」明治六年、九、第七十七号。なお、明治六年五月十八日付「田糴欺隠之義二付何書」をみると、岡田は足柄裁判所長代理として署名している(「各裁判所何留」明治六年、三、第五百一十一号)。
 ちなみに、歴代の足柄裁判所長について述べておくと、岡田がその代理を勤めた後、熊本県士族司法権少判事山田信道が、同年五月十七日、「足柄裁判所在勤」を命ぜられ(「百官履歴」下巻、五〇九頁)、その所長として赴任し(「諸県口書賊盗戸籍」明治六年、九、第九十二号の同

年五月二十七日付足柄裁判所何は、岡田が所長代理として行なつているから、山田の着任はこれ以降のことと思われる)、翌七年五月二十九日には、「兼テ出京」していたこの山田に代つて、東京府士族元水戸芳野親芳が、「足柄裁判所在勤」を命ぜられ(「百官履歴」下巻、五三二頁、および「司法省日誌」明治七年、第百号、一頁)、同九年四月二十七日、足柄裁判所が廃止せられるまでその所長を勤め、翌五月九日、帰京命令が出るまでそこにいた(「司法省日誌」明治九年、第五十八号、一〇頁)。したがつて、歴代の足柄裁判所長は、初代が佐久間、二代目が山田、三代目が芳野ということになる。

(30) 上掲書・二頁。

(31) 小山・前掲書は、佐久間が足柄裁判所長から東京裁判所に転動になつたと記している。

(32) この事件そのものについては、「香川県警察史」(昭和九年版)一七七―二五頁に詳述せられているので省くが、その審理は昼夜兼行であつたという(二〇四頁)。なお、同書は、「権少判事佐久間一敬長」としているが、これが誤りであることはいうまでもない(昭和三十二年版「香川県警察史」(二五頁)においても、「権少属佐久間長敬」となつてい

る)。

(33) 上掲書、明治六年、第四百十八号、四頁。
 (34) 前掲書、明治六年、第六十六号、六頁。なお、佐久間が正七位に叙せられたのは、前年の十月五日で、足柄裁判所長のときであつた(同上、明治五年、第八十六号、四頁)。

(35) 小山・前掲書。

(36) 佐久間長敬「佐久間長敬仕官略歴」(佐久間氏襍稿)三、警察、所収。なお、原胤昭氏の養子で日本青少年保護育成協会の原泰一氏――明治十七年生れであるから佐久間の最晩年には約四十歳であつた――の談話によると、佐久間は維新政府に対して、あれは明治政府ではなく薩

長政府であるとしばは語つていたことである。佐久間の辭職は、このあたりにも原因があつたように思われる。御教示を賜つた原氏の學恩を謝す。

(37) 小山・前掲書。

(38) 南・前掲書・解題によると、「清陰筆記」なる書が「江戸會誌」二ノ八に所収されているとのことであるが、私はそれを見出しえなかつた。

(39) 佐久間長敬「江戸時代問答 一」（佐久間氏携稿 三、警察、所収）三葉表。

(40) 小山・前掲書。

(41) 前掲「神奈川県史附録」官員履歴、各人の項。なお、岡田は中解部として、浅田は権中解部として、河野・安原は十一等出仕として転属になつたのである。

(42) 拙著・前掲論文（二・完）六五頁。

(43) そのことは、明治五年八月二十四日付の司法省伺に、

此度各県へ裁判所被設置候ニ付テハ職務定期ニ依リ所長判事任可申付ノ所七十余所へ可遣判事撰用イタシ候儀一時難行届付テハ裁判所取建候各県ニ於テ其以前其地方廳訟斷獄課受授候典事權典事間ヲ以テ当省職員解部ニ任シ其裁判所ノ事務取扱申付置追々人員撰擧ノ上夫々出張申付度存シ候（以下略）

とある（「法令全書」明治五年、一三六―一三六二頁）ことによつても明らかである。

(44) 例へば、生野については、明治六年三月五日付伺（「諸県口書賊盜」明治六年、十九、第四百七十八号）により、古谷については、明治六年三月二日付伺（同上、第四百七十九号）により、大竹については、明治六年三月二十九日付伺（「諸県口書雜犯」明治六年、三十六、第九百九十三号）により、石川・大久保については、明治六年三月五日付伺（「諸県口

書雜犯」明治六年、三十五、第九百八十三号）により、それぞれ足柄裁判所に在勤していたことが明らかである。なお、これらの人物の履歴につき、現在判明していることを記せば、次の通りである。

生野は、明治七年一月二十四日、足柄裁判所在勤を解かれて帰京を申しつけられ（司法省日誌「明治七年、第四十号、一頁」東京裁判所誌となり、翌八年十一月三十日には同裁判所検事局詰となつた（同上、明治八年、第九十三号、二三頁）。しかして、同九年三月五日には高知裁判所出張を命ぜられた（同上、明治九年、第二十六号、一〇〇頁）。同年の官等改定とともに四級検事補となり、次いでまた翌十年官等改定があつて判事補となつた（前掲「明治九年「官員録」」ならびに前掲・同十一年三月「官員録」）。前掲「明治十一年十二月「改正官員録」」には、高知裁判所判事補とみえるから、ずつとそこに在勤していたものと推測される。その後東京裁判所検事補、大町治安裁判所判事補長を勤めた（前掲「明治十三年および同十四年七月二十七日届「改正官員録」」ならびに同十五年七月二十八日届「改正官員録」）。

古谷は、明治六年八月二十五日、足柄裁判所在勤を解かれて帰京を申しつけられ（司法省日誌「明治六年、後第四十一号、七頁」）、翌七年一月十八日権中解部、次いで十三等出仕となり、同年十一月二日には権少解部に任ぜられた（同上、明治七年、第十号、五頁、および第百八十四号、一九頁）。前掲「明治九年「官員録」」では、司法省十三等出仕であつた。

大竹は、東京府人で、明治四年十二月司法少録に任ぜられ（明治五年五月五日改「官員全書」）、次いで足柄裁判所在勤となつて赴任し、明治六年八月二十五日、右の古谷と同日付で転出していつた。その後、少解部、十二等出仕となり（明治七年改正「官員録」、明治八年三月改正「官員録」および前掲・同九年「官員録」）、前掲「明治十三年「改正官員録」」では、群馬県八等警部としてその名がみえている。

石川は、いわゆる長州の出身で、毛利藩学校(博習堂カ)においては大村益次郎の薫陶を受け、明治維新に際しては同窓の寺内正毅、大島義昌等とともに「国事」に奔走し、明治三年の山口藩の「諸隊脱隊騒動」にはその鎮定に功があつたという(伊東圭一郎「東海三州の人物」附録、三頁)。同五年四月上京し、九月裁判官となつて足柄裁判所に在勤した(同上。なお、官名は当時十五等出仕)。その後転出し(年月日不詳)、

前掲・明治七年「官員録」では権少解部とみえ、翌八年三月二十七日にはその権少解部から熊谷県十二等出仕に職を転じ、「司法省日誌 明治八年、第五十二号、一九頁)、次いで同県三等警部となつた(前掲・明治九年「官員録」)。ちなみに、熊谷県は、この年八月再編成が行なわれ、武蔵十三郡を埼玉県へ移管し、県名を群馬県と改めている。しかしして、群馬県においては、六等警部、五等警部(明治十年二月改正「官員録」、および前掲・同十一年三月「官員録」)ならびに同年十二月「改正官員録」、次いで邑栗郡長(前掲・明治十三年「改正官員録」)を勤め、明治十五年二月十五日「新潟新聞」。それ以後の履歴は、次の通りである。

○自明治十五年二月十五日至同年九月二十一日 前橋始審裁判所上席検事

○自明治十六年一月十八日至同二十一年十月三十日 長野始審裁判所上席検事

○自明治二十一年十月三十日至同二十三年八月十一日 静岡始審裁判所上席検事(以上、「司法沿革誌」六〇(六三五、六二四頁))

○自明治二十三年八月十一日至離任年月日不詳 名古屋控訴院検事(明治二十三年八月十四日付「官報」)

○明治二十三年十月二十二日 任判事

○自同年同月三十日至同年十二月二十日 東京控訴院判事

○同年十二月二十日 任検事(以上明治二十三年十一月一日付および同

年十二月二十三日付「官報」)

○自明治二十三年十二月二十日至同三十一年十一月三十日 静岡地方裁判所検事正(「司法沿革誌」六一五頁)

○自明治三十一年十一月三十日至離任年月日不詳 東京控訴院検事(明治三十一年十二月二日付「官報」)

かくして、石川は、明治三十三年をもつて退職し、静岡市で弁護士生活に入つた伊東・前掲書。その傍ら、明治四十二年六月一日より大正二年四月十日まで、静岡市議会の議長を勤めたこともあつた(「静岡市史」第三巻、二九八頁)。ちなみに、石川は、長野始審裁判所時代、いわゆる「自由党飯田事件」の審理を担当し、かなり大きな役割を果たしている(手塚豊「自由党飯田事件の裁判に関する一考察」、「法学研究」第三十四巻第一号、所収)。また、足柄裁判所在勤当時同僚であつた安原とは、その後も静岡始審裁判所と静岡地方裁判所で一緒に在勤し、退職後はどちらも静岡市西草深町で弁護士を開業している。何らかの関係ありやなしや。興味引かれるところである。

大久保は、明治七年二月二十四日、生野と同日付で足柄裁判所に在勤を解かれて帰京を申しつけられ、その後十二等出仕から権中解部に進み、次いで官等改定にもなつて四級判事補となり、同九年四月一日には三級判事補に昇つた(前掲・明治八年「官員録」および「司法省日誌」同九年、第四十一号、一頁)。その後さらに宮城上等裁判所判事補、同裁判所判事、水戸始審裁判所判事を勤め(前掲・明治十一年十二月、同十三年、同十四年、ならびに同十五年「改正官員録」、および同十六年五月二十八日届「改正官員録」、同十七年十月二日出版「改正官員録」上、同十八年十一月出版「改正官員録」上)、明治十九年十一月中調「改正官員録」では、浦和始審裁判所判事としてその名がみえてゐる。

(45) 明治九年四月十八日、足柄県が布告第五十三号をもつて廢せられ、伊豆国は静岡県へ相模国は神奈川県へ合併された(「法令全書」明治九

年、(四三頁)のにもない裁判所もまた廢せられ、「其裁判所事務相模
國ニ關スル分ハ神奈川裁判所ヘ伊豆國ニ關スル分ハ靜岡県ヘ引渡」すこ
とになつたのである(「司法省日誌」明治九年、第五十号、二〇—二一
頁)。

(46) 「司法省日誌」明治九年、第五十八号、一〇—一頁。

(47) 上記のうち、脇坂を除いた六人につき、現在判明していることを記
せば、次の通りである。なお、足柄裁判所転出月日については、表(本
誌六一頁掲載)を参照せられたい。

宮田は、転出後しばらくして、前述した石川と同様に、熊谷県一等警
部、群馬県二等警部、同県一等属、同県西群馬兼片岡郡長を勤めた(前
掲・明治九年、同十年、同十一年三月「官員録」ならびに同年十二月、
同十三年「改正官員録」)。これには、山口県士族で明治五年二月三日よ
り足柄県七等出仕、次いで同年八月九日同県参事となり、同七年七月十
九日熊谷県権令として転出、同九年四月四日同県令(県名改称後は群馬
県令)となつた楢取素彦が何らかの形で絡んでいるように、思えてなら
ない(楢取の官歴は、「百官履歴」上巻、三四三—三四四頁による)。

梅沢は、足柄裁判所在勤中の明治八年一月十日少解部に任ぜられた
(「司法省日誌」明治八年、第六号、三頁)が、前述の官等改定によりま
た十二等出仕に戻り、同裁判所廢止とともに神奈川裁判所在勤を申しつ
けられ(同上、明治九年、第五十八号、一頁)、次いで水戸裁判所判
事補となつた(前掲・明治十一年三月「官員録」ならびに同年十二月、
同十三年「改正官員録」)。

佐原は、新潟県士族で旧会津藩士、漢学者、号を蘇棟といい、明治五
年司法省に入り少属となり(大植四郎編「國民過去帳」明治之卷—昭
和四十六年「明治過去帳」として覆刻—一〇九六頁)、足柄裁判所に
在勤したが、転出後しばらく経つた明治八年九月九日、願に依つて官を
免ぜられた(「司法省日誌」明治八年、第七十八号、一五頁)。のちに洋

行し、明治四十一年十二月四日死没したという(前掲「國民過去帳」。
なお、「少年団結白虎隊、國歩艱難成保塞」に始まるかの有名な「白虎
隊」の詩は、佐原の手になるものである。

川口は、転出後、権少属、権少録、八等属、松江裁判所會計課八等
属、同七等属、山口始審裁判所七等属、同六等属を勤め(前掲・明治八
年、同九年、同十一年三月「官員録」ならびに同年十二月、同十三年、
同十四年、同十五年、同十六年、同十七年「改正官員録」)、前掲・明治
十八年「改正官員録」では大坂控訴裁判所六等属であつた。

鈴木は、梅沢と同じく、足柄裁判所在勤中の明治八年一月十日、権少
属より権少解部に任ぜられたが、官等改定により十三等出仕となり、同
裁判所廢止とともに神奈川裁判所在勤を申しつけられた。前掲・明治十
一年十二月ならびに同十三年「改正官員録」には、名古屋裁判所十六等
出仕としてその名がみえている。

(48) 二口とも、「府県 拘留」明治六年、一、第二号、所収。
(49) 前者は、「諸県口書雜犯」明治六年、三十五、第九百八十七号、後
者は、「諸県口書賊盜」明治六年、十九、第四百八十号、所収。

(50) これは、「司法職務定制」第十六章府県裁判所分課、第六十四条聴
訟課、第四に「難決ノ詞訟ハ書類ヲ添ヘ本省ニ伺ヒテ処分ヲ得テ後裁
断ス云々」とあるによつたものと思考せられる。

(51) 右の文書中、「聴訟規則課」なるものがみえているが、「司法職務
定制」にはこれなる課はない。司法省裁判所の分課の一つに聴訟課があ
るが、これのことであろうか。また、この聴訟規則課だけでなく、それを
含めた冒頭の箇所全体についても考察する必要があると思われるが、こ
こではそれが真議を表わしているのではないかという指摘だけに止め後
考を俟ちたい。ちなみに、「司法職務定制」第十三章司法省裁判所分
課、第五十一条聴訟課、第十七には、「各裁判所ヨリ差シ出シタル訴訟
ノ諸同書ヲ本省ヨリ送付スレハ判事ノ命ヲ受ケ属擬案ヲ作り課長ノ検査

ヲ經テ本省ニ具呈ス云々」とある。なお、「御指令案」について一言するならば、佐久間が「与力」的発想から本件を処理しようとするに對し、該案は本件のごとき場合は裁判の對象たるものではなく地方官が処理すべきものであるとして、殊更裁判ないし裁判官の本分につき言及していることは、当時の司法界の実状を知りうえて極めて興味深いものがある。

(52) 上掲論文(二)・完 六八頁。

(53) 本件は、「諸県口書監査」明治六年、十九、第四百七十八号、所収。

(54) そこにおいては、「死罪及難獄疑讞ハ口書ヲ添ヘ本省ニ伺出豫律処分ヲ得テ後決行ス云々」と定められていた。

(55) その規定とは、「府県裁判所ヨリ伺ヒ出ル所ノ刑律ヲ断折シ死罪伺及疑讞ハ脚ニ呈シ処分ヲ取り流罪以下ハ專任処断シテ受付課ニ付ス云々」なるものであつた。また、その第二十一章司法省及司法省裁判所処務順序、第九十条には、次のような規定があつた。

各裁判所ヨリ差シ出ス刑律伺書ハ受付課之ヲ受ケテ順達表ヲ貼シ丞ニ呈シ検印ヲ受ケ之ヲ断刑課ニ付ス断刑課事断定シテ流以下ハ專任処分シ死罪ハ脚輔ニ呈シ検印ヲ受ケ上奏ヲ經伺ノ本紙ニ断案ヲ朱書シ丞ニ送り省印ヲ押し受付課發付ス其擬律ノ疑案ハ断刑課ヨリ明法寮ニ送付シ寮擬定シテ脚ノ検印ヲ受ケ断刑課ニ還付ス云々。

(56) 本件は、「府県伺留」自明治六年三月十七日、七、第二百二十六号、所収。

(57) 小山松吉氏は、「吟味の口伝」を紹介するにあつて、「之を就むに、吟味に付ての役人の心得を詳に述べ、拷問すべき罪科に付ても之を苟もせざることを、放火に関する取調の注意など、現今司法の事務に執筆する者の、参考に資すべきことも尠くない。幕府時代の役人にして、此の如き心得ありたるは敬服の至りである。」と記されている(前掲「吟味の口伝」、『法曹会雑誌』第二卷第三号)。

四、むすび

府県裁判所の設置と聞けば、直ちに東京裁判所と京都裁判所の例が想起せられるごとく、この二裁判所の設置に纏わる話は極めて有名で、明治期の司法制度の展開過程について論じた著述であれば、大体これに言及している。その結果、われわれはまた、府県裁判所の創設といえ、各府県が、東京府や京都府のように、これまで保持してきた聴訟断獄事務を裁判所へ引き渡すにあつて、大いに抵抗したのではないかという仮説に陥りがちである。

しかし、本稿における足柄裁判所の設置のごとく、足柄県目らがその設置を要請したという事実をみると、前記二裁判所の例が果して一般化しうるや否や疑義に堪えない。そのいずれを原則とすべきかは、府県裁判所の個別研究が進み、その累積結果が明らかとなる将来へと持ち越さるべき問題である。

この拙論が、かかる意味で、その問題提起となり、その解決の若干の糸口となるならば、これに過ぎたる喜びはない。

本稿の成る、一に慶應義塾大学教授手塚豊博士ならびに利光三津夫博士の御指導の賜である。また、法務図書館、国立公文書館、東京都公文書館、日比谷図書館、小田原市立図書館等々には、貴重資料の閲覧につき種々御高配にあずかつた。ここに併せて、その学思に對し、深甚なる感謝の意を表して擲筆したい。

付記 脱稿後、春原源太郎博士が、昭和三十七年九月の「新八公論」に、「明治初期法回顧(五)——明治六年の大阪裁判所の構成——」なる論文をものせられて知るのを知つたが、未だこれに接する機会をえないことを遺憾に思う。